

令和7年(2025年) 9月12日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会
委員長 中川 幾郎

甲賀市まちづくり基本条例の検証について (答申)

令和6年9月6日付甲市推第260号で諮問のありました甲賀市まちづくり基本条例の検証について、本書のとおり答申いたします。

甲賀市まちづくり基本条例の検証について

答 申 書

令和7年9月

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会

目次

第Ⅰ部 はじめに

第Ⅱ部 趣旨および進め方

第Ⅲ部 各条文の検証

第Ⅳ部 総括

参考資料

- 1 甲賀市民憲章
- 2 甲賀市まちづくり基本条例
- 3 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会規則
- 4 甲賀市まちづくり基本条例の検証について（諮問）
- 5 条例検証の審議経過
- 6 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会委員名簿

第Ⅰ部 はじめに

甲賀市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則並びに市民、議会及び市長等のそれぞれの責務を定め、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちを実現することを目的として、平成28年（2016年）4月に制定しました。

本条例の施行から9年が経過するなか、コロナ禍等により社会情勢が変容するとともに、少子高齢化のさらなる進展により、団体自治、住民自治への市民意識も変化しつつあります。

本条例第31条においては「市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します」「市長等は、前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるよう努めます。」「市長等は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例の見直しが適切であると判断したときは、必要な措置を講じます。」と規定されています。

このことから「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会」において、本条例が適切に運用されているか検証を行うとともに、見直しの必要性の有無について条文ごとに検討しましたので、その結果を報告書として提出します。

第Ⅱ部 検証にあたって

1. 検証の趣旨

本条例第31条において、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかの検証及びその必要な見直しについて、市民参画のもとで行うことが定められています。条例施行後初めてとなる今回の検証にあたっては、条例の趣旨に則った制度、仕組みが整えられているか、コロナ禍を経た社会情勢に適合しているかを確認し、制度の質を向上させることを主眼に検証します。

2. 検証の進め方

制度の実施状況等について、関係各課とともに確認・検証を実施し、その結果を参考に市民参画のもと検証・検討を進めます。

3. 検証のポイント

- (1) 社会情勢に適合しているか。
→コロナ禍による意識の変化や大規模災害の恐れなど
- (2) 市のめざす方向性に合致しているか。
→自治振興会（まちづくり協議会）、区・自治会のあり方の見直し方針など
- (3) 市民ニーズに応じているか
→地縁型、テーマ型の双方をサポートする中間支援機能の充実
- (4) 条例、規則と整合はとれているか。
→自治振興会等規則、行政区設置規則の整理

第Ⅲ部 各条文の検証

各条文について、所管課からの説明に基づき審議会で審議を行い、主な意見及び検証結果をまとめたものである。

前文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈などの山々や数々の清流等、緑と水が織りなす豊かな自然と美しい景観に恵まれています。太古、古琵琶湖であった肥沃な大地は、美味しい米や茶を育て、窯業や薬業などの地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古代には紫香楽宮に遷都され、短期間とはいえ日本の中心となりました。中世には「甲賀衆」と呼ばれた武士が広く結集し、「郡中惣」という強い結びつきが生まれ、この地に合議に基づく自治の伝統を築きました。世界に知られる「忍者」、「忍術」も、戦国の世を生き抜いてきた彼らの知恵がその源流となっています。

また、近世には、人・物・情報が行き交う宿場町や城下町が形成されて交通の要衝にもなり、豊かな地域文化が開花しました。東海道をはじめとして、過去から現在まで、この地域は常に「道」とともに発展し続けています。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史や文化に誇りを持ち、地域を愛する心を育み、自らとそして未来ある子どもたちのために、魅力あふれる本市のまちづくりに取り組まなければなりません。

そこで私たちは、自治の担い手として協働により豊かな地域社会の実現を目指すために、まちづくりの基本理念や基本原則を掲げ、ここに崇高なまちづくりの規範となるこの条例を制定します。

【解説】

前文では「私たちのまち甲賀市は」という始まりで、本市が豊かな自然と美しい景観に恵まれていることや、地域の地場産業について述べています。新名神の開通なども、甲賀市の発展を支えています。また、歴史的にも由緒ある甲賀市であることと、郡中惣(ぐんちゅうそう)※という特徴的な自治組織の風土についてふれています。そして、先人たちが長年にわたり培ってきた歴史・文化に誇りを持ち、また、子どもたちや次の世代に対して魅力あふれるまちづくりを進めていくことの決意を表しています。市民一人ひとりが自治の担い手として、「みんなで甲賀市をつくっていく」という意識のもと、豊かな地域社会の実現を目指すことを述べています。

この条例は、策定段階から市民の声や思いを十分に汲み入れることに主眼を置き、市民による市民のための条例を目指したものであり、皆で力を合わせて魅力ある甲賀市をつくっていくための自治のルールを制定することを宣言しています。

※郡中惣(ぐんちゅうそう)・・・戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり村の意思決定は合議制で定める民主的な体制

(1) 成果

※理念条文

(2) 課題

※理念条文

(3) 主な意見

- ・前文の中で、甲賀市の歴史的文化的なことは示されているが、昨今のことが記載されていない。
- ・新名神の開通やインターチェンジ周辺の整備等も進み、本市の位置づけも変わりつつある。昨今の状況についても追記すべきではないか。
- ・5町合併から20年が経過するなか、町域ごとの個性が残っていることは一律に悪いことではない。良い点とも捉えている。
- ・「自治の担い手」とは誰か。「自治」と「まちづくり」に違いはない。

(4) 関係課への意見

- ・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【解説】

- ・5町合併から20年を迎えるなか、人口が増え続けている地域もあれば、過疎化が進んでいる地域もあり、歴史や文化、地域の営み、課題もそれぞれに異なっています。郡中惣による自治の風土を引き継ぎ、地域ごとの特徴や特性を活かした自治をこれからも応援していく。
- ・平成20年2月に開通した新名神高速道路により、本市の近畿圏・中部圏をつなぐ交通の要衝としての機能はさらに高まり、災害も比較的少ないことから、製造業を中心とした多くの企業が集積する地域となりつつある。名神名阪連絡道路やリニア新幹線をはじめとする計画中の大規模プロジェクトの好影響も期待される。

第1章 総則（第1条－第5条）

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則並びに市民、議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務、その他本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らせる住みよいまちを実現することを目的とします。

【解説】

条例を制定する目的を定めています。まちづくりの基本原則を明らかにすること、自治の主体である市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を担うこと、また、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちの実現を目指そうとするものです。

（1）成果

※理念条文

（2）課題

※理念条文

（3）主な意見

・特になし

（4）関係課への意見

・特になし

（5）改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

（6）改正案

・特になし

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、法律の定めるところにより設けている委員会又は委員及び職員等の補助機関をいいます。
- (3) まちづくり 第4条に掲げるまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。
- (4) 協働 各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いを尊重し合いながら役割及び責任を持って、連携・協力することをいいます。

【解説】

条例で使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で決めました。

第1号は、「市民」を定義しています。本市におけるまちづくりに関する取り組みは、市内に住所を有している人だけで行われているのではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している生徒、市内で事業を営む事業者、地域で活動している個人、NPO※等、様々な団体によって行われています。

ここでいう「市民」は、全て同じ権利を有することを意味するのではなく、外国人や企業、団体等法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場でまちづくりに関わる必要があることから、広い範囲で「市民」を定義しました。

第2号、「市長等」は、市長や教育委員会、農業委員会といった行政委員会と委員、副市長や会計管理者、職員等の補助機関を含めた定義にしています。

第3号、「まちづくり」は、建物や道路等の施設整備を行うことだけでなく、市民が心豊かで活力あるまちにするための地域社会における公共的な活動等も意味しています。また、これらの活動は、市長等だけではなく、区、自治会及び自治振興会等により行われる地域活動や、ボランティア活動等を広く含みます。

第4号、「協働」は、市民及び市長等又は市民同士がそれぞれの知恵や経験、専門性等の資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。住みよいまちづくりの実現に向けて、互いに協力し、それぞれが役割と責任を持って主体的に行動していくことが「協働」のあるべき姿として定義しました。

※NPO・・・非営利組織。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

(1) 成果

※理念条文

(2) 課題

※理念条文

(3) 主な意見

- ・平成23年の自治振興会制度の設置以降、「自治振興会」との名称で進めてきたが、地縁型組織、目的型組織、年代型組織等を包括する自治のプラットフォーム（協議体）としての役割をより明確にするため、「まちづくり協議会」へ名称変更してはどうか。既に名称を変更している自治振興会も数多くある。
- ・市民意識調査の結果において、条例を知っている市民は62%程度。十分な周知や認知度をあげる努力が不足しているのではないか。
- ・解説において「生徒」との表現があるが、これは中学生、高校生だけを指す文言となっている。修正が必要ではないか。
- ・各部局の職員の本条例への意識が低い。市の施策は全て本条例を意識した事業執行とすべき。

(4) 関係課への意見

- ・まちづくり基本条例の啓発（市民活動推進課）
- ・出前講座、勉強会（市民活動推進課）
- ・職員向け研修等の実施（人事課）
- ・全庁的に各出版物、チラシ等に「まちづくり基本条例〇条に基づく」などのクレジットの必須化（全庁）

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【解説】

- ・「生徒」との表現を「生徒、学生等」とするとともに、注釈で「小、中、高校生、大学、各種専門学校の内学生を含みます」等を追記する。
- ・「自治振興会」を「まちづくり協議会」へ改める。

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。

【解説】

市民憲章の前文には「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指し、まちづくりを推進することを述べています。

「あふれる愛に あなたも仲間」は、
国籍や年齢等を超え、基本的人権が尊重される愛に満ちあふれたまち。

「いろどる山河と 生きいき文化」は、
自然、文化遺産を守り生かしつつ新しい文化を生み育てていくまち。

「こぼれる笑顔に 応える安心」は、
安全安心で幸せを実感でき、みんなが笑顔で暮らせるまち。

「うみだす活力 受けつぐ伝統」は、
受けつがれてきた伝統や技術等を後世に伝え発展させていくまち。

「かがやく未来に 鹿深の夢を」は、
営々として、培われてきた逞しい営みの数々を後世に伝え、将来を託す子どもたちの輝く未来を実現していくまち。

として、それぞれ目指すまちづくりの方向性を表しており、第3条では、これら市民憲章の趣旨を基本理念とすることを述べています。

(1) 成果

※理念条文

(2) 課題

※理念条文

(3) 主な意見

・特になし

(4) 関係課への意見

・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

・特になし

(目指すまちの姿)

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- (1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- (2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- (3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

【解説】

第3条の基本理念を具体化したものです。

本市のまちづくりは、市民が主役です。全ての人の人権が尊重され、相互の理解を深め互いに配慮しながら支え合うことができるまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や文化、伝統産業等の地域の特性を生かしながら、時代の変化やニーズに対応し、安心して暮らすことができる福祉のいきとどいたまちを目指します。

条文にある「誰もが地域で社会生活を営み」には、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりのためのユニバーサルデザイン※やバリアフリー※等の考え方も盛り込まれています。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用しやすいように配慮して、施設、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

※バリアフリー・・・障がいのある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー等障がいのある人の生活全般における障壁の除去をいう。

(1) 成果

※理念条文

(2) 課題

※理念条文

(3) 主な意見

- ・「福祉のいきとどいた住みよいまち」とあるが、その実現に向けた仕組みを解説に示してはどうか。具体的には地域福祉計画や重層的支援体制整備事業などを記載してはどうか。
- ・「誰もが」には外国人市民は含まれているのか。「多言語表記」や「やさしい日本語」についても取り組みを進めてほしい。
- ・解説において、「年齢や障がいの有無に関わらず」と示されているが、外国人やLGBTQ+など多様化は進んでいる。年齢や障がい「のみ」に矮小化したように取られないか。
- ・リモートワークや関係人口などは市民と位置付けるのか。
- ・一時滞在型や訪問者は市民とは位置付けないこととしてはどうか。
- ・コミュニティは面識関係を持つ方にのみ生まれると考えている。市民には責任も生まれるため、通勤、通学までが責任を担える範疇ではないか。

- ・「若者、子育て世代に選ばれるまち」との考え方に合わせた条文を追記してはどうか。

(4) 関係課への意見

- ・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【解説】

- ・福祉のいきとどいた住みよいまちの実現に向けて、地域福祉計画に基づく取り組みを進めるとともに、重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。
- ・年齢や障がいなどに限定することなく、幅広く捉えるために「誰もが」との表現とする。

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、本市のまちづくりにおける仕組み及び活動の基本となるものです。

【解説】

この条例も形式的には、ほかの条例と並列の関係にあるものですが、本市のまちづくりの基本となるものであることから、市民、議会、市長等は、この条例の趣旨、精神を最大限尊重し、まちづくりを進めます。

(1) 成果

※理念条文

(2) 課題

※理念条文

(3) 主な意見

・特になし

(4) 関係課への意見

・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	⊖
解説	有	⊖

(6) 改正案

・特になし

(5) まちづくりについて

◀問 19▶ 平成 28 年に制定された「甲賀市まちづくり基本条例」をご存じですか。(○は1つ)

① 「甲賀市まちづくり基本条例」の認知度

●全体で見ると、「知らない」が 62.2%で最も多くなっており、以下、「名前は知っている」が 23.6%、「ある程度知っている」が 8.7%、「内容をよく知っている」が 1.1%と続いている。

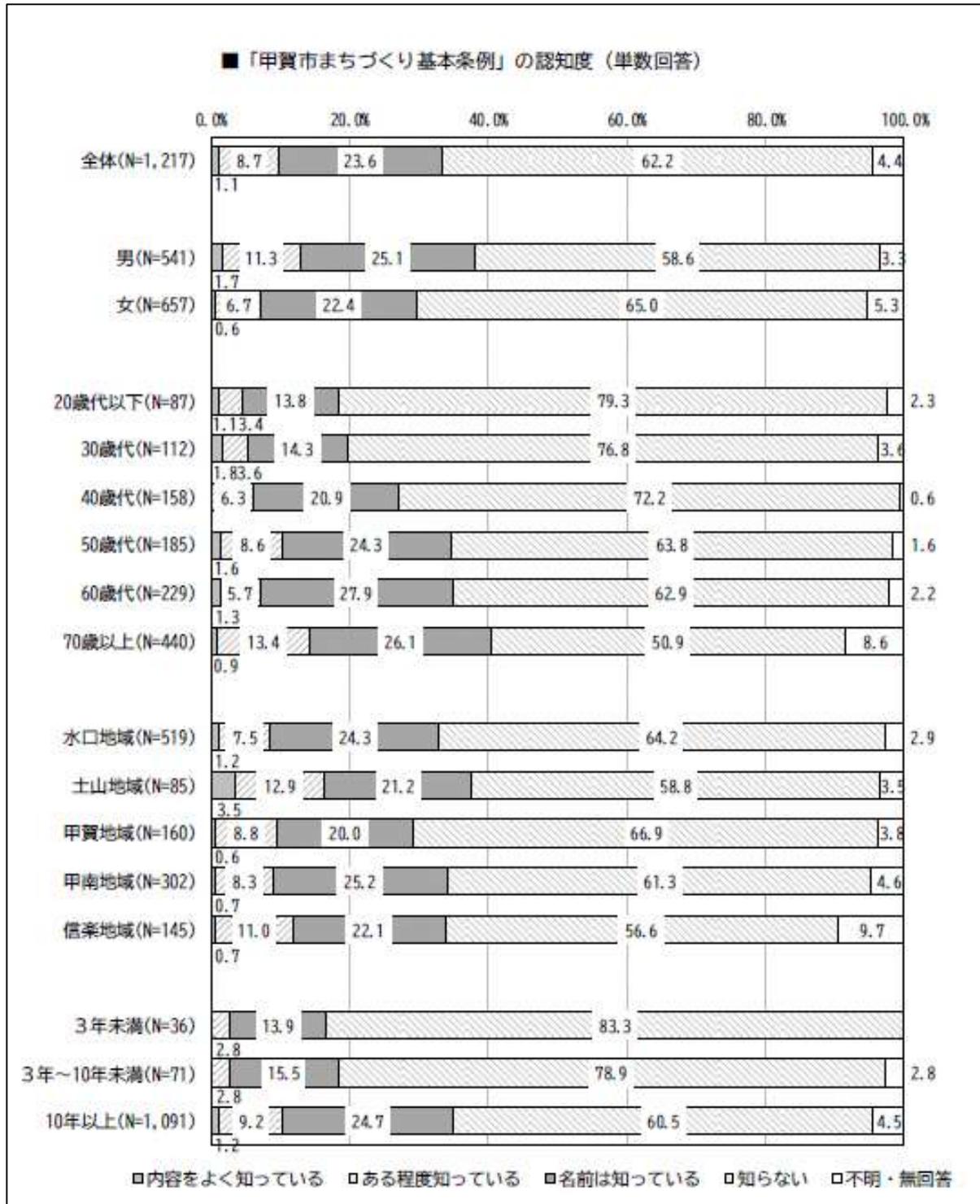
●性別にみると、男性、女性ともに「知らない」が最も多くなっており、男性は 58.6%、女性は 65.0%となっている。

●年代別にみると、すべての年代において「知らない」が最も多くなっている。最も多いのは 20 歳代以下で 79.3%、以下、30 歳代 76.8%、40 歳代で 72.2%と続いている、年代が低くなるにつれて多くなっている。

●居住地域別にみると、すべての地域において「知らない」が最も多くなっている。最も多いのは甲賀地域で 66.9%、以下、水口地域で 64.2%、甲南地域で 61.3%、土山地域で 58.8%、信楽地域で 56.6%と続いている。

●居住年数別にみると、すべての年代において「知らない」が最も多くなっている。最も多いのは3年未満で 83.3%、以下、3年～10年未満で 78.9%、10年以上で 60.5%と続いている、年数が短くなるにつれて多くなっている。

< 甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋 >



< 甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋 >

第2章 まちづくりの基本原則（第6条―第12条）

（市民の権利）

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、協働してまちづくりに関わる権利を有します。

2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。

【解説】

市民は、まちづくりの主役であり、市政に関する情報を知る権利や自らまちづくりに関わる権利を持っています。また、共通した課題意識を持ち、その解決に協働で当たることが求められます。ただし、まちづくりに関わることは、市民の自発的で自由な意思に基づく権利であり、強制させるものではなく、関わらないからといって不当な扱いを受けるものではありません。

第2項では、日本国憲法で示されている個人の尊厳を重視し、心身の状態等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有していることを明らかにしています。

（1）成果

- イクボス宣言の実施等によるワーク・ライフ・バランスの推進や父親の育児参加を呼びかける事業を開始しました。
- 女性の就労や起業、資格取得などの女性の主体的な取組を支援しました。
- 令和6年6月よりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しました。
- 高齢者の権利擁護についての事業、啓発に努めました。
- 障がいの特性の理解や合理的配慮に関する啓発を進めました。

（2）課題

- 性的マイノリティについての正しい認識と、多様性を受け入れ自分らしく生きられるような啓発活動が必要です。
- 性、年齢、国籍、文化、宗教、障がい、性的指向など、様々な異なる属性の人が共生できるダイバーシティ政策の推進が求められています。

（3）主な意見

- ・「性、年齢、障がいの有無等」の「等」に含まれているものかもしれないが、「国籍」の有無も問わないことを具体的に示すべきではないか。
- ・日本国憲法においては、人権の普遍性、国際協調主義の面でも、日本に在留する外国人の人権も原則保障しており、当然含まれていると理解すべき。
- ・解説文のなかで国籍を問わない＝外国人も含むことを示した方がよい。
- ・「子ども、若者」がまちづくりに関わる権利も解説に示すべき。
- ・外国人参政権とまちづくりに関わる権利は異なる。誤解が生じないように解説に入れてはどうか。

（4）関係課への意見

- ・パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度の啓発周知は不十分。性的マイノリティのカミングアウト、アウトティングなどへのサポート支援を検討されたい。（人権推進課）

(5) 改正の必要性

条文	有	⊖
解説	⊕	無

(6) 改正案

【解説】

- ・国籍、文化、性的指向にも関わらず権利を有することを追記する。
- ・注釈として、まちづくりに参画する「市民」と、参政権としての「住民(第21条住民投票関連)」は異なることを追記する。

(市民参加)

第7条 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。

2 市長等は、市民の参加及び協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、市民が主体的に関われるよう、多様な参加の機会を設けるよう努めます。

3 市長等は、市民より得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

【解説】

市民は、まちづくりに参加するときには、互いの立場を尊重し合いながら関心を持って積極的に行動することが述べられています。

幅広い世代、男女を問わず、市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに活かされるよう、市長等は市民参加の機会を確保する必要があります。まちづくりは、市民が様々な形で参加することによって進められるものです。

少子高齢化が進む中、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加制度を整えることが大切です。

また、市長等は、市民の提案や意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

(1) 成果

- 多くの附属機関（審議会）において、学識経験者や関係者だけでなく、公募等による市民参加による委員構成をとっています。
- 分野別計画の策定および条例制定にあたり、原則、パブリック・コメント制度を導入し、市民等の意見を反映するようにしました。
- 若者政策アイデアコンテスト、子ども議会等を開催し、提案内容の事業化を図るとともに、オンラインプラットフォームの活用など多様な市民参加の機会づくりに取り組みました。
- 市民意識調査を毎年実施し、その結果を公表するとともに、結果をもとにした分野別計画の策定や政策、施策へ反映しました。
- 自由参加によるタウンミーティングや地域リーダーの皆さんとの意見交換会を開催し、例年、多くの参加者から多様な要望、提案をいただいています。

(2) 課題

- 依然として、審議会委員の属性に偏りがあり、多様性に課題がある。
- パブリックコメントを活用したへの市民の意見はわずかであり、多様な市民参加の方法を検討する必要がある。
- 市民意識調査の設問が定型化しており、その結果が政策に結び付いているのかわからない。真に必要な設問であるか費用対効果を踏まえた精査が必要である。
- 特にサイレントマジョリティの提案、意見を吸い上げる手法が求められている。
- 最も身近な市民参加の場である自治振興会、区・自治会における女性の参画は依然として少ない状況にある。

(3) 主な意見

- ・解説における「男女を問わず」との表現がインクルーシブな現在の考え方とマッチしていない。
- ・「若者世代を育む視点」とあるが、若者は単に「育まれる」存在ではないと思う。単純に参加できない物理的要因、心理的風潮に原因はある。「参画しやすい土壌づくり、制度づくりに取り組む」等がよいのではないか。
- ・若者の参加制度を整えるとあるが、具体的にどのような制度があるのか。具体的に示したほうがよい。ただし、単発ではなく継続性のある施策のみを記載すべき。
- ・市民の意見を聞き取るにあたっては、世帯別で聞き取ることの課題を理解するとともに、個人の意見を聞き取ることの大切さを伝えてほしい。

(4) 関係課への意見

- ・若者政策は参画しやすい環境を整えることが大切ではないか。(政策推進課、市民活動推進課、地域共生社会推進課)
- ・区、自治会活動における女性の参画の推進に期待している。単なる啓発に留まらないよう、目標値、ロールモデル構築などを進めてほしい。(市民活動推進課、女性の活躍推進室)

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【解説】

- ・「男女を問わず」との表現を「性的アイデンティティを問わず」との表現に改める。
- ・若者世代が市政やまちづくりへ参画しやすい環境づくりを進め、一步を踏み出す「きっかけ」をつくることを追記する。

(子どもの権利)

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができます。

【解説】

子どもにやさしいまちが、全ての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について規定しています。

子どもも本市のまちづくりにそれぞれの年齢に応じて参加することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することが期待できます。

なお、この条例における子どもは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」に準じて、18歳未満の市民を想定しています。

(1) 成果

- 子ども・子育て応援団支援事業計画を策定し、本市に居住する子ども（0歳から18歳）への支援を強化しました。
- セミナー等を通じて保護者対象への啓発を進めるとともに、支援が必要なこどもに対する学習支援に取り組みました。
- 児童虐待に関する相談件数の増加により、相談対応の専門職を増員し関係機関と連携を取りながら、児童虐待の早期発見・対応や支援を図りました。
- 不適切な養育など気になるこどもの様子に気づいた際には、関係部署と連携し、こどもおよび養育者の支援を行った。

(2) 課題

- 本市における児童虐待対応件数は増加しており、令和5年度（2023年度）は、新規が585件と過去最高の件数となっています。
- 児童虐待の種別では、心理的虐待が289件と最も多く、次いでネグレクトが285件、身体的虐待が191件となっており、ネグレクトは年々増加傾向にあります。
- 令和5年4月における「こども基本法」、令和6年6月の「ヤングケアラー支援法」の施行を受け、子ども施策を総合的に推進する必要があります。
- 県においては（仮称）滋賀県子ども基本条例の制定が検討されており、市としても、国、県の方向性を踏まえた条例制定について検討が必要です。

(3) 主な意見

- ・条文において「子どもは守られる」主体との表現があり、「サポートされる」「保護対象」としての捉え方が強いと感じる。まちづくりへの参画など、権利の主体としての表現に改めるべきではないか。
- ・幼児だけをイメージするのではなく、17歳の子ども対象である。選挙権の年齢引き下げを踏まえ、主権者教育の重要性も高まっている。
- ・県および市で進めている条例との整合性を図るべき。

(4) 関係課への意見

- ・自治振興会、まちづくり協議会における「こども部会」の設置などの働きかけ（市民活動推進課）
- ・子どもたちがまちづくりなどに参加する権利の主体であることを知ってもらうためのガイドブック、出前講座等の実施（市民活動推進課、学校教育課）
- ・外国籍の子どものヤングケアラー対策（子育て政策課、市民活動推進課）

(5) 改正の必要性

条文	⑦	無
解説	⑦	無

(6) 改正案

【条文】

- ・まちづくりの主体として参加する権利を有することを明記します。

【解説】

- ・主権者教育に取り組むとともに、まちづくりにへ参画する主体として権利を有することを周知、啓発することを追記する。

(学び及び教育)

第9条 市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。

2 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。

3 市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら地域全体で子どもを育ていけるよう、地域の教育環境を整えることに努めます。

【解説】

生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりが必要です。

市民が、豊かな生活を送るためには、生涯にわたり学ぶ姿勢が大切であり、また、市民同士も自由に学べる環境を整えることで、生涯学習を生かしたまちづくりが実現できるものと考えます。

さらに、市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための環境を整えることを述べています。

(1) 成果

- 一人1台タブレット端末や電子黒板の配備等、ICT環境を整備し、甲賀市版学力調査の導入と併せ、AIドリル等を活用し、個に応じた補充学習の充実に向けた環境を整備しました。
- 少人数指導に係る加配の充実及び学校の様々な課題を解決するための市による各種支援員などの配置の充実を図り、きめ細やかな指導や支援を進めました。
- 不登校傾向や支援が必要となっている児童生徒や家庭に対して、学校の教職員だけでなく様々な専門家がかかわることにより、幅広く相談支援を行うことができました。
- 各中学校において、共通した「めざす子ども像」を共有した上で、学びの連続性、目標・内容の系統性、学習規律の維持等の指導の連続性をふまえ、計画的に協議を進めることができた。
- 英語検定の受験率は全中学生の80.9%、3級以上取得者ならびに3級相当者は45.0%であり、本事業が定着し、生徒の英語学習への意欲向上につながった。
- 公民館事業や、あいこうか生涯カレッジにおいて幅広い視点で社会教育事業を展開するとともに、シルバー大学や天体観望・子ども天文クラブ等の事業を開催し、地域の高齢者や天体に関心のある人々に教室を提供することができた。
- 施設の予約や利用者が利用しやすい対応、情報提供等を行い、公民館を利用している自主学習グループの支援を実施し、いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習の場を提供しました。
- 金の卵プロジェクト事業として、文化プログラムでは、各界で独自の職業を築いたクリエイターを、スポーツプログラムは、サッカー、野球などのプロのスポーツ選手を招聘し、プロの高い技術を身近で見て、体感することで、子どもたちが夢を実現していくための、前向きな気持ちや向上心の醸成となる機会を提供しました。
- コミュニティスクールの導入に向けて研修や説明会を重ねたことにより、市内小中学校27校中13校まで導入が進みました。また、地域学校協働本部は令和4年度に4校、令和5年度に9校、計13校に導入されました。

(2) 課題

※生涯学習、人材育成、夢の学習、フリースクールなど追記必要

- 自ら課題を設定し、計画的に学習を進められるようにするために、タブレット等の有効な活用をはじめ、家庭学習の取り組みを充実させ、家庭学習の定着を図る必要があります。
- 一定の成果が見られたが、今後は、特に「学校に行きづらい児童生徒」の居場所づくりや寄り添い支援のための人材育成、スペシャル・サポートルームの充実に向けての取り組みが必要である。
- 不登校傾向の早期発見や課題解決に向けて取り組むことができている一方で、なかなか解決に進まない事例や新たな不登校児童生徒も増加傾向にあります。
- 「小中一貫教育推進の特色づくり・こうか地域学」をもとに中学校区ごとの教育課程の編成を行い、実践と見直しを図る必要があります。
- 講座や教室の内容が、居場所づくりとしては十分な活動ができたが、地域の課題に即しているとは言えなかった。また、趣味や一部の人の活動だけになり、広がりやクラブ化までには至りませんでした。
- 多くの教室があるが、その地域の特色ある活動や人材・施設などを取り入れた教室にしたり、教室の内容を精選して市として行う事業から自治振興会単位でする活動に移行したりしていけるようにしていく必要があります。
- コミュニティスクール、地域学校協働本部の導入については、社会教育統括指導員の伴走支援のもと、学校や地域の負担など無理のない推進が必要です。

(3) 主な意見

- ・第9条における「連携、協力」と、第2条における「協働」とは意味が異なるのか。「協働」に置き換えてはどうか。違うならばその説明が必要ではないか。
- ・第11条の3の防災、減災においても「連携、協力」とある。ここでは行政機関との連携を指しており、自衛隊、警察を意識している。条文の文脈によって捉え方が異なる。
- ・本条文としては、市長が第一義的に果たすべきものとして、防災、減災がある。そのうえで公的機関等との連携、協力を進めるものであり、本条文でよいのではないか。
- ・企業との取り組みは「協力」であって「協働」ではない。
- ・「教育」と聞けば、多くの市民は学校教育をイメージするが、現在の成果と課題が社会教育に偏っているのではないか。フリースクール支援や夢の学習はどうなのか。
- ・コミュニティスクールは地域、市民に浸透しておらず、地域ごとに大きなバラつきがある。成果としては見えない。

(4) 関係課への意見

- ・現在の成果と課題が社会教育事業に偏っている。学校教育、家庭教育における成果と課題をまとめてほしい。(学校教育課、社会教育スポーツ課)
- ・学校に行けない児童、生徒への支援が不十分ではないか。(学校教育課)
- ・地域学校協働本部の設置にあたり、自治振興会、まちづくり協議会との連携や社会教育指導員の支援が不足している。(社会教育スポーツ課)
- ・コミュニティスクールやグラウンドデザイン、自治振興会役員など、プレイヤーが重複している。地域によって状況は異なると思うが、コミュニティスクールも含めた組織の一元化も検討すべき(社会教育スポーツ課)
- ・人材育成プログラムの構築や人材供給、支援ツールの開発が必要ではないか

(市民活動推進課、社会教育スポーツ課)

- ・夢の学習は地域との連携が不足していないか。
- ・自治振興会、まちづくり協議会が学区のプラットフォームであるにも係わらず、地域学校協働活動やご近所福祉協議会などの別のプラットフォームがあり、整理が必要ではないか。(市民活動推進課、地域共生社会推進課、社会教育スポーツ課)
- ・夢の学習、公民館事業、部活動指導者の地域移行などもあり、これらの取り組みと自治振興会との連携を行政が促すべき。(市民活動推進課、社会教育スポーツ課)
- ・社会教育(公民館登録団体)は「地域コミュニティ」「人権」「地方自治」に関する学習を必須とすべきである(社会教育スポーツ課)

(5) 改正の必要性

条文	有	⊖
解説	⊕	無

(6) 改正案

【解説】

- ・注釈 第2条における「協働」とは、各主体が対等な関係のもと連携・協力することを指しており、本条文における「連携、協力」とはどちらかに主体がありながら、協力し合うことを指しています。

(多文化共生)

第10条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを推進します。

2 市長等は、市民が多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えます。

【解説】

本市には多くの企業が立地し、外国人労働者も多いことから、お互いの国や地域の文化、慣習等の違いを認め合い、理解を深めることが今後のまちづくりに向けて重要です。

将来の市民福祉の向上と地域社会の発展のために、多文化が共存できるまちづくりを推進し、多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えることを述べています。

(1) 成果

- 令和2年(2020年)5月に第2次多文化共生推進計画を策定し、日本人だけでなく、外国人にとっても「住み続けたいまち」となるための施策を進めています。
- 多言語による各種行政申請書を整えるとともに、ごみカレンダーや国保の手引き、母子健康手帳、広報誌等の多言語化に取り組みました。
- 日本語初期指導教室(かわせみ教室)を開設しました。
- 外国人市民のいつもの暮らしを支えるとともに、日本人市民やコミュニティとの共生を進めるために多文化共生センターを開設しました。

(2) 課題

- 外国人転入者と地域住民のトラブルを事前に防ぐため、ごみの出し方や騒音、防災情報等を事前に説明する生活オリエンテーションの実施が求められています。
- 日本語を学びたい外国人市民は年々増加しており、各教室における受入人数や指導にも限界があるなか、日本語ゼロ初級者への特別な対策が必要です。
- 外国人市民への防災情報の提供チャンネルが不足しており、メールシステムに限らないプッシュ型の情報提供について検討が必要です。
- 近年のベトナム国籍市民の急増に対応するため、ベトナム語通訳の確保が必要となっています。

(3) 主な意見

- ・外国人市民の多い伴谷地域では、独自に交流や活動などが展開されている。それらの地道な取り組みを成果として示すべきではないか。
- ・策定時の検討委員会において、外国人市民に対する様々な意見が交わされたと記憶している。そのようななかにおいても、「多文化共生」を特別な項目として掲げており、強い想いがあったのではないか
- ・解説において「多様な文化とふれあい、交流できる環境を整える」とあるが、文化、ふれあいなどでは解決できないことがあるのではないか。定住している外国人の高齢化など、福祉的視点も解説に入れるべきではないか。
- ・解説において、地域で共に生活する、生活者としての空間、生活共有まで記述を踏む込むべきではないか。
- ・地域コミュニティの一員として暮らすことを前提として、外国人市民との共存を深めていくことが重要であり、日常の暮らしを支える「多文化共生」への変

革が必要となっているのではないか。

- ・項目としては「多文化共生」としながらも、条文は「国際交流」が中心となっており、時代とマッチしておらず、リアリティにも欠ける。解説において、今日的かつシリアスな課題を示すべき。
- ・多文化共生センターにおいては、生活困窮や不登校などの課題も見えてきている。行政だけでなく、地域にどのように支援し、取り組みを広げていくのが重要である。

(4) 関係課への意見

- ・介護事業所で外国人従業員を雇用したいが、アパート経営者が外国人を敬遠し、住居を確保できないなどの課題も聞いている。住居支援などに取り組んでほしい（市民活動推進課）

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【条文】

- ・「国籍等に関わらず、お互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを進めていく」へ改正

【解説】

- ・「国籍等の異なる市民同士が」を追記。また、「等」には民族を含めていることとする。
- ・以下の視点を追記する。
- ・国、県における政策の中心が「姉妹都市交流」から「多文化共生」へシフトするなか、本市においても多文化共生センターの設置を契機として、多文化共生社会の実現に向けて、に重点的に取り組む時期を迎えています。
- ・いわゆる「国際交流」とは、外国との交流や外国からの訪問者との交流を指し、「ホスト」として「ゲスト」をいかに歓迎し、もてなすかとの視点が強く、日本人が広く世界や文化を知り、個人の成長を促すうえで、これまで大きな価値を提供してきました。
- ・一方で、4,741人、人口の5.4%の外国人市民が本市で暮らすなか、外国人をいつか国に帰る「ゲスト」ではなく、地域で共に暮らす一員としてとらえることが重要となっており、外国人市民の日常の暮らしを支える「多文化共生」施策を推進しているところです。

(安全安心なまちづくり)

第11条 市民及び市長等は、関係機関等と連携・協力し、身体や生命を脅かす事故等を予防するための仕組みを構築し、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、安全安心なまちづくりを推進します。

2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。

3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

【解説】

安全安心なまちづくりは、事故や怪我を予防することや、災害等への備え、災害時の迅速な対応が重要であることを述べています。

事故や怪我を予防するため、市民、市長等をはじめ関係機関（社会福祉協議会、警察、消防、病院、電気・ガス・通信事業者等）や団体が連携・協力し合う仕組みを整え、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、取り組むことが重要です。市民は、自然災害等に備え、日常から個人として、また地域ぐるみで取組み、災害が発生した際には、互いに協力して対処することを述べています。

地震や台風等の自然災害のほか、伝染病の蔓延等も災害に含まれ、こうしたことに備えることは市長等の重大な責務であり、防災、減災につながる取組みを進めるために、市民や関係機関、団体等と連携・協力して対応することを述べています。

(1) 成果

- 甲賀市地域防災計画、国土強靱化計画を策定し、災害対策基本法に基づき毎年防災会議を経て、見直しをかけています。
- 災害の発生が想定される区域、その際の避難所の位置等を周知するため、水防法及び土砂災害防止法に基づき作成した甲賀市防災マップを市内全世帯に配布しました。
- 市民及び幅広い関係機関と連携した防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援、防災士の養成に取り組んでいます。
- 正確かつ迅速な情報収集及び情報発信のため、音声放送端末機、防災メール（あいこうか緊急メール）、市ホームページ、市公式LINE、Jアラートなど、緊急時における情報伝達手段を運用しています

(2) 課題

- 有事における避難行動や避難所運営における訓練が形式的なものに留まっており、より実効性を高めるための仕掛けが必要です。
- 消防団や民生児童委員、防災士、区・自治会を含めた協議体である自治振興会（まちづくり協議会）を中心とした防災に期待しているところです。

(3) 主な意見

- ・成果が抽象的ではないか。具体的に記載願いたい。
- ・安全安心、防犯活動に積極的に取り組む自治振興会も増えている。それらの活動に取り組む住民自治組織の存在を解説に記載してはどうか。
- ・成果として防犯面が弱いのではないか。

- ・外国人市民の防災意識の強化など「多文化防災」の取り組みについて、成果と課題で触れてほしい。
- ・自治振興会、区・自治会を中心とした面識関係の確立、拡大が求められている。
- ・区・自治会などの地域コミュニティの存在が、防犯、防災力の維持につながる。また、防犯、防災力を高めるためには、障がい者や外国人に対する理解、男女共同参画型の女性の人権に対する基本的認識がないと高まらない。
- ・「共助」の取り組みが不足していないか。

(4) 関係課への意見

- ・防犯カメラについては個人情報保護の支援から賛否両論あるが、盗難事件やクマの出没等を考えると支援の充実が必要ではないか。(生活環境課)
- ・避難所の環境整備(冷暖房設備、プライバシー保護等)が遅れているのではないか。(危機管理課)

(5) 改正の必要性

条文	有	⊖
解説	⊕	無

(6) 改正案

【解説】

- ・自治振興会による青色防犯パトロールや、区・自治会による自主防災活動など、これまで以上に面識関係を活かした防犯、防災活動を支援していく必要があります。
- ・国籍や文化の異なる人々が災害発生時に協力し、助け合うため「多文化防災」の取り組みを推進しています

(情報の提供及び共有)

第12条 市民、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

2 議会及び市長等は、前項に規定する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

【解説】

安心して生活ができるためには、市民、議会及び市長等がそれぞれを互いに理解し、認め合い、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを推進することが重要です。また、協働してまちづくりを推進するためには、市民が持っているまちづくりに必要な情報の提供も求められます。

議会及び市長等は、その保有する情報を必要に応じて提供、共有できるよう適正に管理することも必要です。

(1) 成果

- 広報紙「広報こうか」を月1回発行し、興味を持っていただける紙面づくりを進めるとともに、より見やすい文字であるUD フォントを使用するなど、様々な配慮、改善に取り組んでいます。
- ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）による情報発信を進めており、LINE の市公式アカウントを作成しプッシュ型の情報発信に取り組んでいます。
- 市内企業等からの広告寄附により、市の行政情報、観光情報、医療機関情報等を取りまとめた情報誌として、民間事業者の協力のもと、暮らしの便利帳を発行しています。

(2) 課題

- 障がい者や外国人、区・自治会等に属さない方、行政への関心が少ない方への情報発信について検討が必要です。
- タイムリーかつ効率的に情報を届けるため、新しい情報発信のあり方を検討する必要があります。
- 「探しやすさ」や「見やすさ」の視点を意識した情報発信が必要です。
- ケーブルテレビや音声放送端末機による情報提供について、時代のニーズに合わせた情報提供方法を見直す必要がある。

(3) 主な意見

- ・障がい者や外国人など、区・自治会に属さない行政への関心が少ない方への情報発信が不足していないか。

(4) 関係課への意見

- ・広報紙を月1回発行しているが、新聞折り込みでは届かない家庭も多い。何らかの対応が必要ではないか。多言語化も不十分ではないか。(秘書広報課)
- ・障がい者や独居高齢者、デジタルデバインドなど、いわゆる情報弱者とされる方へ、行政情報を届ける施策を強化してほしい。(障がい福祉課、長寿福祉課、情報政策課)

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) まとめ

- ・特になし

第3章 各主体の役割及び責務（第13条－第16条）

（市民の役割及び責務）

第13条 市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いに支え合います。

2 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

【解説】

まちづくりにおいては、ハード整備だけでなく、高齢者の見守りや子育て支援等ソフト事業も含まれており、みんなが暮らしてよかったと言えるまちづくりを進めるために、市民同士の支え合いや協働が必要なことはいうまでもなく、できることは自ら考え、積極的に動く役割を担います。

市民は法律、条例等はもちろんのこと、生活していくうえで必要なルールを守る責務があり、その言動には責任を持たなければならないことを述べています。

（1）成果

※理念条文

（2）課題

※理念条文

（3）主な意見

・特になし

（4）関係課への意見

・特になし

（5）改正の必要性

条文	有	⊖
解説	有	⊖

（6）改正案

・特になし

(企業及び事業所の役割及び責務)

第14条 企業及び事業所は、地域社会の一員として、市民及び市長等と連携・協力し、まちづくりに貢献します。

【解説】

企業及び事業所は、第13条の「市民の役割及び責務」のほか、法令の遵守や環境への配慮、また、社会貢献の活動を行うなど、地域社会の一員としてのまちづくりへの関わりが必要であることを述べています。

(1) 成果

※理念条文

(2) 課題

※理念条文

(3) 主な意見

・特になし

(4) 関係課への意見

・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

・特になし

(議会及び議員の役割及び責務)

第15条 議会は、市民の声が公正に市政に反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。

2 議員は、市民全体の代表者として、広く市民の利益を重んじながら職務を遂行し、市民の負託に応えます。

3 議会及び議員の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。

【解説】

議会は、本市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ばれ負託※された大切な機関であり、議会活動の原則は議会基本条例第3条で述べられています。また、議員は市民全体の代表者として議会の運営を行うとともに市民意思を市政に反映させ、広く市民の利益を考えながら職務を遂行することが述べられています。

※負託・・・責任を持たせて任せること。

(1) 成果

※理念条文

(2) 課題

※理念条文

(3) 主な意見

・特になし

(4) 関係課への意見

・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

・特になし

(市長等の役割及び責務)

第16条 市長は、市政の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。

2 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実、迅速かつ効率的にその所管する職務を遂行します。

3 市長等は、本市の魅力や情報を積極的に発信します。

4 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組めます。

【解説】

市長は、市政の現状や課題を認識し、長期的な将来像を持って市政運営の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴いて行政運営に反映させることを述べています。

市長等は、市民全体の奉仕者として法令を遵守し、市民の思いや地域の声を正面から受け止め、市民全体の立場に立って公平、誠実、迅速かつ効率的に職務に取り組まなければなりません。

また、市長等はまちの活性化や、郷土に誇りを抱かせるために、市の魅力や情報を広く発信します。さらに、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、必要な知識や技術等を身につけ、地域活動に参加するなど、まちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むことを述べています。

(1) 成果

- 令和3年度より地域活動支援職員研修を開始し、若手職員が自治振興会の活動の現場へ参加することで「協働のまちづくり」への理解や、地域と行政との相互理解に取り組んでいる。(累計8か所)
- 地域住民にとっても、市行政にとっても共通の公共的課題の解決に向けて、地域住民と行政職員が同じテーブルで議論し、中長期的なアクションプラン(地域別ランドデザイン)の取り組みを進めています。

(2) 課題

- 参画と協働の理念が職員に十分に浸透していない。
- 職員それぞれがシティセールスの担い手であるとの意識醸成に欠けている。

(3) 主な意見

- ・解説における「まちづくりを推進するために必要な能力」とはどのような能力を指しているのか。
- ・第4項は市長および市長を補佐する補助職員、つまり行政職員を指していることを解説に示したほうがよい。
- ・まちづくりに必要な能力とは、自治およびまちづくり基本条例について学び、住民自治の現場に一市民として入っていくことを事例として示したほうがよい。
- ・職員は行政のプロフェッショナルとして、市の構想やビジョンを提示する力が必要ではないか。地域住民に元気を与える存在であってほしい。
- ・市民は市長に期待しているというよりも、身近な市職員に期待している。市職

- 員が実践的な現場へ参画することを解説文に追記したほうがよい。
- 解説における「郷土に誇りを抱かせるため」との記述は上から目線と感じる。

(4) 関係課への意見

- 市職員の地域への関わりに物足りなさを感じる。職務以外の場面においても、地域の一員として住民自治活動に参画してほしい。(人事課、市民活動推進課)
- 市内の地理、区・自治会の所在がわからない職員もいる。最低限の知識は備えてほしい。

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【解説】

- 市長「等」については行政職員等を指していることを追記する。
- 人材育成基本方針の「目指す職員像」である「1. チームワークを大切にする職員」「2. 市民と対話し、共に考え、協働する職員」「3. 未来の甲賀市に、責任ある行動をとる職員」「4. 仕事と暮らしを楽しむ職員」を追記する。
- 地域における気づき、学び、スキルを政策形成につなげていくことを追記。
- 解説における「郷土に誇りを抱かせるため」との記述を「郷土に誇りを持つよう」に改正する。

第4章 まちづくりを推進する仕組み（第17条―第21条）

（区及び自治会）

第17条 区及び自治会は、地域に住む人のつながりを基にした基礎的な自治組織で、地域の様々な課題解決を図り、人と人との交流並びに地域における伝統文化の継承及び発展等に取り組みます。

2 当該地域に居住する市民は、積極的に区及び自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で互いに協力し、助け合い、住みよい地域をつくるよう努めます。

3 市長等は、区及び自治会と互いに協力し合える関係をつくります。

【解説】

区及び自治会は近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつかっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織です。

例えば、地域の交流活動や清掃活動、あるいは伝統行事等日常生活に関わる身近な地域の共同管理等に取り組みます。

高齢社会における見守りや大規模災害への備えなど、社会情勢の変化とともに個人では対応できない課題解決に向けた隣近所の相互扶助が求められています。このことから、一人ひとりがまずできることを考え、ともに行動することが必要です。

市長等は、区及び自治会の主体性を損なわないように、互いに協力し合える関係をつくります。

（1）成果

- 市から各区・自治会長に依頼している組回覧や全戸配布の資料の精査を図るとともに役職（充て職）の整理を進めました。
- 自治ハウス等整備補助や自主防災組織強化補助、地域防犯カメラ等設置事業補助など安全・安心に係る支援を充実しました。
- 地域ICT活用支援事業補助制度により、行政と区・自治会、区・自治会長と区民と情報共有のスピードアップと効率化に取り組みました。

（2）課題

- 市街地においては、区・自治会への加入率が3割まで低下している地域もあり、有事におけるご近所の支えあいや相互扶助など、区・自治会の本来の機能が発揮することが難しくなりつつあり、改めて加入促進の取り組みが必要となっています。
- 自治振興会の存在が区・自治会活動の重荷になっているとの意見もあり、依然として区・自治会と自治振興会の役割分担が整理されていない地域があります。
- 行政から区・自治会に依頼している各種委員の推薦や行政文書の配布などが大きな負担となって、関係機関も含めた全庁的な整理、調整が必要となっています。

(3) 主な意見

- ・区、自治会への加入率の低下や役員の担い手不足なども顕在化している。区・自治会の再編を行政主導でできないか。地域自らの発意では難しい。
- ・区、自治会自らが「合併したい」との考えであれば、行政はサポートすべき。
- ・将来的に自治が難しくなる。まちづくり協議会が区・自治会の役割をフォローできるように支援していくべき。
- ・学区内でも農村地域と住宅地域があり、区、自治会の人口、状況は異なる。再編は難しいのではないか。
- ・甲賀市の区、自治会は会費だけの問題ではなく、奉仕活動には寺社仏閣も絡んでくることがある。都市部と比して負担が大きいのと思う。
- ・区、自治会が自らの力で活動内容の優先度を見極めるのは難しい。自治振興会との役割分担などは行政が「見直しの方針」を定めるべきではないか。
- ・区、自治会はあくまで任意の組織であり、行政は基本的に口出しすべきではない。ただし、会費の問題や役員の強制などトラブルが起こった際に相談できる体制を設けておくべき。

(4) 関係課への意見

- ・統合を希望する区、自治会があれば行政は支援してほしい（市民活動推進課）

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

- ・特になし

② 区・自治会が重点的に取り組んでほしい事業内容

前回の調査と比較すると、総じて変化はみられない。

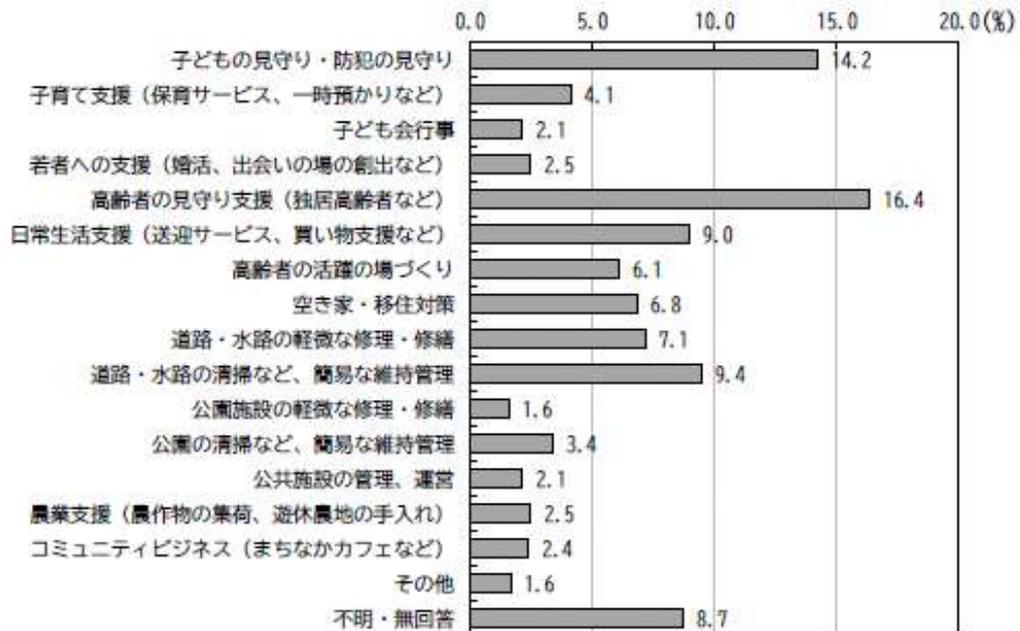
■区・自治会が重点的に取り組んでほしい事業内容（単数回答）

	子どもの見守り・防犯の見守り	子育て支援（保育サービス、一時預かりなど）	子ども会行事	若者への支援（婚活、出会いの場の創出など）	高齢者の見守り支援（独居高齢者など）	日常生活支援（送迎サービス、買い物支援など）	高齢者の活躍の場づくり	空き家・移住対策	道路・水路の軽微な修理・修繕	道路・水路の清掃など、簡易な維持管理	公園施設の軽微な修理・修繕	公園の清掃など、簡易な維持管理	公共施設の管理、運営	農業支援（農作物の集荷、遊休農地の手入れ）	コミュニティビジネス（まちなかカフェなど）	その他	不明・無回答
R5調査(N=1,217)	14.2	4.1	2.1	2.5	16.4	9.0	6.1	6.8	7.1	9.4	1.6	3.4	2.1	2.5	2.4	1.6	8.7
R2調査(N=1,247)	15.5	5.0	1.0	3.4	14.7	10.0	8.3	5.9	7.1	6.5	1.8	3.8	2.1	3.4	2.6	1.7	7.5

区・自治会が重点的に取り組んでほしい事業内容は、「高齢者の見守り支援」が16.4%で最も多くなっており、以下、「子どもの見守り・防犯の見守り」が14.2%、「道路・水路の清掃など、簡易な維持管理」が9.4%と続いている。

■区・自治会が重点的に取り組んでほしい事業内容（単数回答）

□全体(N=1,217)



<甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋>

- 性別にみると、男性、女性ともに「高齢者の見守り支援」が最も多くなっており、次いで、男性は「道路・水路の清掃など、簡易な維持管理」が、女性は「子どもの見守り・防犯の見守り」が多くなっている。
- 年代別にみると、60歳代、70歳以上は「高齢者の見守り支援」が、他の年代では「子どもの見守り・防犯の見守り」が最も多くなっている。
- 居住地域別にみると、水口地域、甲南地域は「子どもの見守り・防犯の見守り」が、他の地域では「高齢者の見守り支援」が最も多くなっている。
- 居住年数別にみると、10年以上は「高齢者の見守り支援」が、他の年数では「子どもの見守り・防犯の見守り」が最も多くなっている(3年未満は「子育て支援」「高齢者の見守り支援(独居高齢者など)」と同率)。

■区・自治会が重点的に取り組んでほしい事業内容(単数回答)

	子どもの見守り・防犯の見守り	子育て支援(保育サービス、一時預かりなど)	子ども会行事	若者への支援(婚活、出会いの場の創出など)	高齢者の見守り支援(独居高齢者など)	日常生活支援(送迎サービス、買い物支援など)	高齢者の活躍の場づくり	空き家・移住対策	道路・水路の軽微な修理・修繕	道路・水路の清掃など、簡易な維持管理	公園施設の軽微な修理・修繕	公園の清掃など、簡易な維持管理	公共施設の管理、運営	農業支援(農作物の集荷、遊休農地の手入れ)	コミュニティビジネス(まちなかカフェなど)	その他	不明・無回答
全体(N=1,217)	14.2	4.1	2.1	2.5	16.4	9.0	6.1	6.8	7.1	9.4	1.6	3.4	2.1	2.5	2.4	1.6	8.7
男(N=541)	11.1	3.5	2.4	3.1	15.2	8.5	5.4	7.8	8.5	12.6	1.1	3.1	2.8	2.0	2.4	2.0	8.5
女(N=657)	16.9	4.7	2.0	1.8	17.4	9.1	6.7	5.9	5.9	7.0	2.0	3.7	1.7	2.9	2.4	1.4	8.5
20歳以下(N=87)	21.8	8.0	4.6	4.6	8.0	6.9	3.4	9.2	6.9	6.9	2.3	2.3	3.4	0.0	5.7	2.3	3.4
30歳代(N=112)	28.6	11.6	2.7	2.7	5.4	3.6	0.9	5.4	3.6	8.9	6.3	4.5	4.5	0.9	0.9	3.6	6.3
40歳代(N=158)	24.7	6.3	7.0	5.7	13.9	8.2	1.9	3.2	5.1	7.0	0.6	2.5	1.9	1.9	3.8	3.2	3.2
50歳代(N=185)	15.7	4.3	0.5	3.2	14.1	10.8	7.0	5.9	11.4	9.7	1.6	4.3	2.2	2.2	1.6	0.5	4.9
60歳代(N=229)	9.2	3.9	0.4	2.6	24.0	7.9	8.3	7.9	8.7	6.6	1.3	0.9	2.2	3.9	2.2	2.6	7.4
70歳以上(N=440)	7.5	0.7	1.4	0.5	18.9	10.7	8.0	8.0	6.1	12.5	0.7	4.5	1.4	3.0	2.0	0.5	13.9
水口地域(N=519)	17.0	5.2	2.5	2.9	16.0	7.7	6.2	5.6	6.7	9.6	1.5	4.2	2.7	1.9	2.1	0.8	7.3
土山地域(N=85)	12.9	5.9	0.0	2.4	16.5	12.9	3.5	9.4	4.7	4.7	0.0	5.9	2.4	3.5	2.4	1.2	11.8
甲賀地域(N=160)	8.1	1.3	2.5	1.9	18.8	11.9	7.5	5.6	6.9	10.0	1.9	1.9	0.6	2.5	5.0	1.3	12.5
甲南地域(N=302)	17.9	4.6	1.7	1.3	14.6	8.6	6.3	5.0	7.3	11.3	2.0	3.3	2.6	3.0	2.3	3.0	5.3
信楽地域(N=145)	4.8	1.4	2.8	4.1	19.3	8.3	5.5	15.2	9.7	7.6	1.4	0.7	0.7	2.8	0.7	2.8	12.4
3年未満(N=36)	11.1	11.1	0.0	0.0	11.1	5.6	5.6	5.6	5.6	8.3	2.8	5.6	2.8	0.0	5.6	2.8	16.7
3年～10年未満(N=71)	22.5	5.6	4.2	5.6	4.2	8.5	2.8	7.0	7.0	14.1	1.4	2.8	2.8	1.4	2.8	0.0	7.0
10年以上(N=1,091)	13.8	3.8	2.1	2.4	17.2	9.1	6.4	7.0	7.2	9.3	1.5	3.4	2.1	2.7	2.1	1.7	8.2

<甲賀市市政に関する意識調査報告書(令和5年度調査)より抜粋>

(自治振興会)

第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人々の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくりま

3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

【解説】

自治振興会は、当該地域の区及び自治会をはじめ、各種団体、NPO、企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題の対応や、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための組織です。

自治振興会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域づくり計画を策定し、地域が目指す将来像を描き、多くの人々が関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていくことを目指します。

市長等は、市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基本にそれぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取組みや、地域の活性化につながる活動を支援します。

(1) 成果

- 地域自治を充実、強化する仕組みとして、自治振興会が各地域に設立され、それぞれの自治振興会が特色ある活動を展開しています。
- 令和6年度より一部の自治振興会においてコミュニティセンターの指定管理を開始しており、まちづくりおよびコミュニティビジネスの拠点として活用されています。
- 市の支援としては、「活動資金」、「活動場所」、「人的支援」の3本柱で活動促進を図っています。
- 「人的支援」においては、これまで市で雇用していた地域マネージャーを地域雇用制に移行し、事務局体制の強化を図りました。
- 各地域市民センターにコミュニティ推進担当職員を配置し、事業・組織・会計等についての支援体制を整備しました。
- 「活動資金」において、自治振興交付金制度を活用し、市民税決算額の3%以内で予算に定められた額を自治振興会ごとに算出し交付しています。
令和5年度実績：158,668千円(基礎交付金:25,989千円、区活動交付金:50,654千円、事務加算金:21,988千円、事業加算金:60,037千円)
- 市職員が業務の一環として自治振興会活動に参加することで、職員の育成と地域住民との信頼関係を築くため、地域活動職員研修制度を導入しました。

(2) 課題

- 自治振興会制度の開始から13年が経過するなか、依然として区・自治会との役割分担が不明確な地域も多く、スケールメリットを活かした課題解決の取り組みには至っていません。

- 自治振興会の理念が浸透しておらず、区・自治会、各種団体、NPO、企業等を含めた協議体としての役割が十分に果たせていません。結果として、地域住民の負担が増したとの意見もあります。
- 当初、行政（各部局）が分野縦割りで交付してきた補助金制度等を統合した形で自治振興交付金制度を開始しましたが、13年が経過するなかで分野別補助金が新設されたケースもあり、改めて整理統合を図るとともに、行政との協働を軸とした仕組みへとリニューアルを図る必要があります。
- 人口割を中心とした自治振興交付金の算定基礎が不公平との意見もあり、交付金の算定基礎の見直しを進める必要があります。
- 地域づくり計画が形骸化しており、中長期を見据えた継続的な事業展開がなされておらず、単年度のイベント型、ルーティン型事業が多くなっています。

(3) 主な意見

- ・自治振興会は地域のプラットフォームであり「協議体」のことを指しているが、協議体としての役割が浸透していない現状に
- ・名称を「自治振興会」から「まちづくり協議会」に変更してはどうか。
- ・条例の名称も「まちづくり基本条例」であり、目指すところは「まちづくり協議会」である。変更したほうが整合性が取れるのではないか。
- ・ランドデザイン推進チームやコミュニティスクールなど、地域には様々な活動があるが、目指すところは「福祉」ではないか。これらの連携の仕組みが大切である。
- ・単に言葉の架け替えにならないよう、意味をしっかりと伝えること。
- ・自治振興会との名称が根付いている地域もある。自治振興会、まちづくり協議会の両名併用できることとしてはどうか。他市も同じような運用をしている。
- ・自治振興会の名称を強制的に変えるとの意味合いではなく、まちづくり協議会＝協議体であることを改めて再認識するための変更とする。
- ・共通の課題を持つ自治振興会同士の連携をコーディネートしてほしい。
- ・まちづくり協議会条例および規則の整備を進めてはどうか。
- ・自治振興会は課題解決のための組織であるとの表現は重過ぎるのではないか。
- ・税を原資とする交付金を活用する組織であり、イベントなどの楽しいことだけでは自治振興会としてのプレゼンスも高まらない。
- ・自治振興会活動への行政各課の支援が不足している。過去にあった課題解決型モデル事業のように担当課との協働を促す仕組みが必要ではないか。

(4) 関係課への意見

- ・自治振興交付金の算定方法が不公平ではないか。見直しを進めること。
- ・自治振興交付金は住民税の3%と制約があるが、今後、市民参加で見直しをしてはどうか。
- ・自治振興会等規則、行政区設置規則の見直しを進めること。
- ・各部局の補助金制度と自治振興交付金の関係性の整理を図ること。
- ・各課の自治振興会活動への支援や職員の住民自治活動への参画を制度化するとともに、すべての部局に「参画と協働に関するカード」の提出を求めてほしい。
- ・行政主導で設けてきた各種団体について、区・自治会、自治振興会との関係性を可視化したマップを策定してはどうか。

(上記すべて市民活動推進課)

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【条文】

- ・「自治振興会」から「まちづくり協議会」への名称を変更する。
- ・まちづくり協議会は、地域の課題を解決するため、市長等及びその他の組織と協働してまちづくりに取り組むものを明示にする。

【解説】

- ・地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題を話し合い、解決に向けて取り組む協議体（プラットフォーム）であることを明示する。

(2) 自治振興会や区・自治会が重点的に取り組んでほしい事業内容

◀問 16▶ 今後、自治振興会、もしくは区・自治会が重点的に取り組んでほしい事業内容はどのようなものですか。それぞれあてはまるものを1つ選んで番号を記入してください。

① 自治振興会が重点的に取り組んでほしい事業内容

前回の調査と比較すると、総じて変化はみられない。

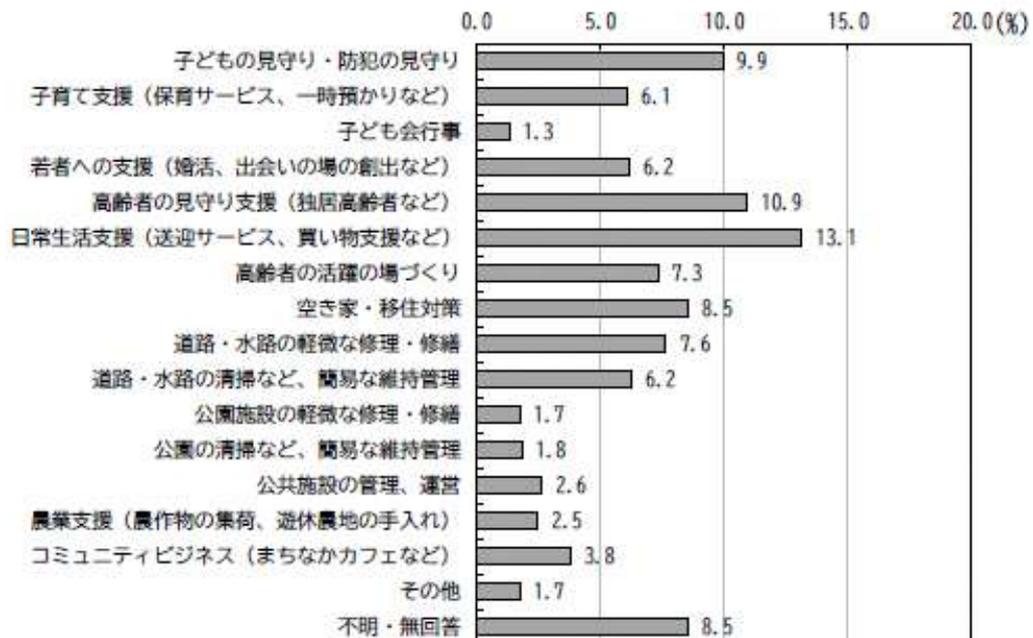
■自治振興会が重点的に取り組んでほしい事業内容（単数回答）

	子どもの見守り・防犯の見守り	子育て支援（保育サービス、一時預かりなど）	子ども会行事	若者への支援（婚活、出会いの場の創出など）	高齢者の見守り支援（独居高齢者など）	日常生活支援（送迎サービス、買い物支援など）	高齢者の活躍の場づくり	空き家・移住対策	道路・水路の軽微な修理・修繕	道路・水路の清掃など、簡易な維持管理	公園施設の軽微な修理・修繕	公園の清掃など、簡易な維持管理	公共施設の管理、運営	農業支援（農作物の集荷、遊休農地の手入れ）	コミュニティビジネス（まちなかカフェなど）	その他	不明・無回答
E5調査(N=1,217)	9.9	6.1	1.3	6.2	10.9	13.1	7.3	8.5	7.6	6.2	1.7	1.8	2.6	2.5	3.8	1.7	8.5
E2調査(N=1,247)	11.9	6.9	0.6	5.0	12.8	12.1	7.5	8.3	8.3	5.6	1.4	2.6	3.4	3.0	3.4	2.0	5.1

自治振興会が重点的に取り組んでほしい事業内容は、「日常生活支援」が 13.1%で最も多くなっており、以下、「高齢者の見守り支援」が 10.9%、「子どもの見守り・防犯の見守り」が 9.9%と続いている。

■自治振興会が重点的に取り組んでほしい事業内容（単数回答）

□全体(N=1,217)



＜甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋＞

- 性別にみると、男性、女性ともに「日常生活支援」が最も多くなっており、次いで、「高齢者の見守り支援」が多くなっている。
- 年代別にみると、50歳代は「高齢者の見守り支援」が、60歳代、70歳以上は「日常生活支援」が、他の年代では「子どもの見守り・防犯の見守り」が最も多くなっている。
- 居住地域別にみると、甲南地域は「高齢者の見守り支援」が、信楽地域は「空き家・移住対策」が、他の地域では「日常生活支援」が最も多くなっている。
- 居住年数別にみると、3年未満は「子育て支援」が、3年～10年未満では「子どもの見守り・防犯の見守り」が、10年以上では「日常生活支援」が最も多くなっている。

■自治振興会が重点的に取り組んでほしい事業内容（半数回答）

	子どもの見守り・防犯の見守り	子育て支援（保育サービス、一時預かりなど）	子ども会行事	若者への支援（婚活、出会いの場の創出など）	高齢者の見守り支援（独居高齢者など）	日常生活支援（送迎サービス、買い物支援など）	高齢者の活躍の場づくり	空き家・移住対策	道路・水路の軽微な修理・修繕	道路・水路の清掃など、簡易な維持管理	公園施設の軽微な修理・修繕	公園の清掃など、簡易な維持管理	公共施設の管理、運営	農業支援（農作物の無荷、遊休農地の手入れ）	コミュニティビジネス（まちなかカフェなど）	その他	不明・無回答
全体(N=1,217)	9.9	6.1	1.3	6.2	10.9	13.1	7.3	8.5	7.6	6.2	1.7	1.8	2.6	2.5	3.8	1.7	8.5
男(N=541)	9.8	5.5	1.5	7.4	10.7	12.0	7.4	9.1	9.1	5.9	2.0	1.1	2.6	2.8	2.8	2.0	8.3
女(N=657)	10.0	6.7	1.2	5.2	10.8	13.5	7.5	8.4	6.5	6.7	1.5	2.4	2.7	2.3	4.6	1.5	8.4
20歳以下(N=87)	17.2	10.3	3.4	10.3	3.4	11.5	5.7	4.6	4.6	4.6	2.3	1.1	2.3	1.1	9.2	4.6	3.4
30歳代(N=112)	20.5	16.1	1.8	4.5	2.7	5.4	2.7	8.0	6.3	7.1	6.3	2.7	2.7	1.8	3.6	2.7	5.4
40歳代(N=158)	14.6	6.3	3.2	3.2	11.4	10.1	8.2	5.7	8.9	10.1	0.0	4.4	3.2	1.3	2.5	2.5	4.4
50歳代(N=185)	5.4	4.3	0.5	5.9	16.2	12.4	7.0	8.1	11.4	8.1	2.7	1.1	3.2	2.7	4.9	0.5	5.4
60歳代(N=229)	6.6	7.0	0.4	6.6	9.2	12.7	8.7	11.4	8.3	6.6	2.2	1.7	2.6	3.1	4.4	2.2	6.6
70歳以上(N=440)	8.0	3.0	0.9	6.8	13.0	17.3	8.0	9.3	6.1	4.1	0.5	1.1	2.3	3.0	2.5	0.9	13.4
水口地域(N=519)	11.2	7.1	1.3	6.4	10.4	14.3	7.9	7.7	7.3	5.4	2.5	1.5	3.3	1.2	3.7	1.3	7.5
土山地域(N=85)	10.6	3.5	1.2	4.7	9.4	15.3	7.1	14.1	1.2	5.9	1.2	2.4	2.4	4.7	3.5	1.2	11.8
甲賀地域(N=160)	9.4	3.1	0.0	5.0	9.4	14.4	6.9	11.3	6.3	10.0	0.6	3.1	0.0	3.8	4.4	1.3	11.3
甲南地域(N=302)	10.6	8.3	2.3	6.0	12.9	11.9	6.6	5.6	9.3	5.3	1.7	2.3	3.6	2.6	4.0	2.3	4.6
信楽地域(N=145)	4.8	2.8	0.7	8.3	11.0	9.7	7.6	11.7	10.3	7.6	0.7	0.0	1.4	4.1	3.4	2.8	13.1
3年未満(N=36)	8.3	13.9	0.0	5.6	5.6	8.3	8.3	5.6	8.3	5.6	2.8	2.8	0.0	0.0	8.3	2.8	13.9
3年～10年未満(N=71)	12.7	8.5	4.2	5.6	4.2	8.5	7.0	11.3	7.0	11.3	1.4	1.4	0.0	0.0	7.0	1.4	8.5
10年以上(N=1,091)	9.5	5.8	1.2	6.3	11.5	13.6	7.2	8.5	7.7	6.0	1.7	1.7	2.9	2.7	3.5	1.7	8.2

＜甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋＞

(協働によるまちづくり)

第19条 市民、議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進します。

【解説】

今後のまちづくりを進めていくためには、市民、議会及び市長等がそれぞれ互いに理解し、違いを認め合い、その役割に基づいて協力し行動することが必要であることを述べています。

なお、ここでいう「まちづくり」とは、第2条第3号で定義しているとおり、第4条に掲げる目指すまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。

(1) 成果

- 甲賀市まちづくり基本条例の理念を具現化し、条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民と行政が協働によるまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的として、「協働のまちづくり指針」を策定しました。
- 「協働」という考えのもと、公共的課題を市民活動団体と市が協力し、お互いの持つ資源を活かしながら対等な関係で事業を実施し課題の解決を目指す「市民協働事業提案制度」を平成23年度～継続して24事業を実施しました。

(2) 課題

- 協働のまちづくり指針を策定したが、協働の進捗状況について評価ができておらず、検証を行う必要があります。
- 市民協働事業提案制度を継続して実施しているものの、情報発信が不足しており、市民および職員に対して協働の重要性を発信する必要があります。

(3) 主な意見

- ・市民協働事業提案制度の応募状況はどうか。特にスタートアップ枠、若者チャレンジ枠が活用されていない。
- ・協働の重要性の発信が不足しているのではないかと。

(4) 関係課への意見

- ・市民協働提案事業制度の周知を図るとともに、制度の見直しを進めていくこと(市民活動推進課)

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

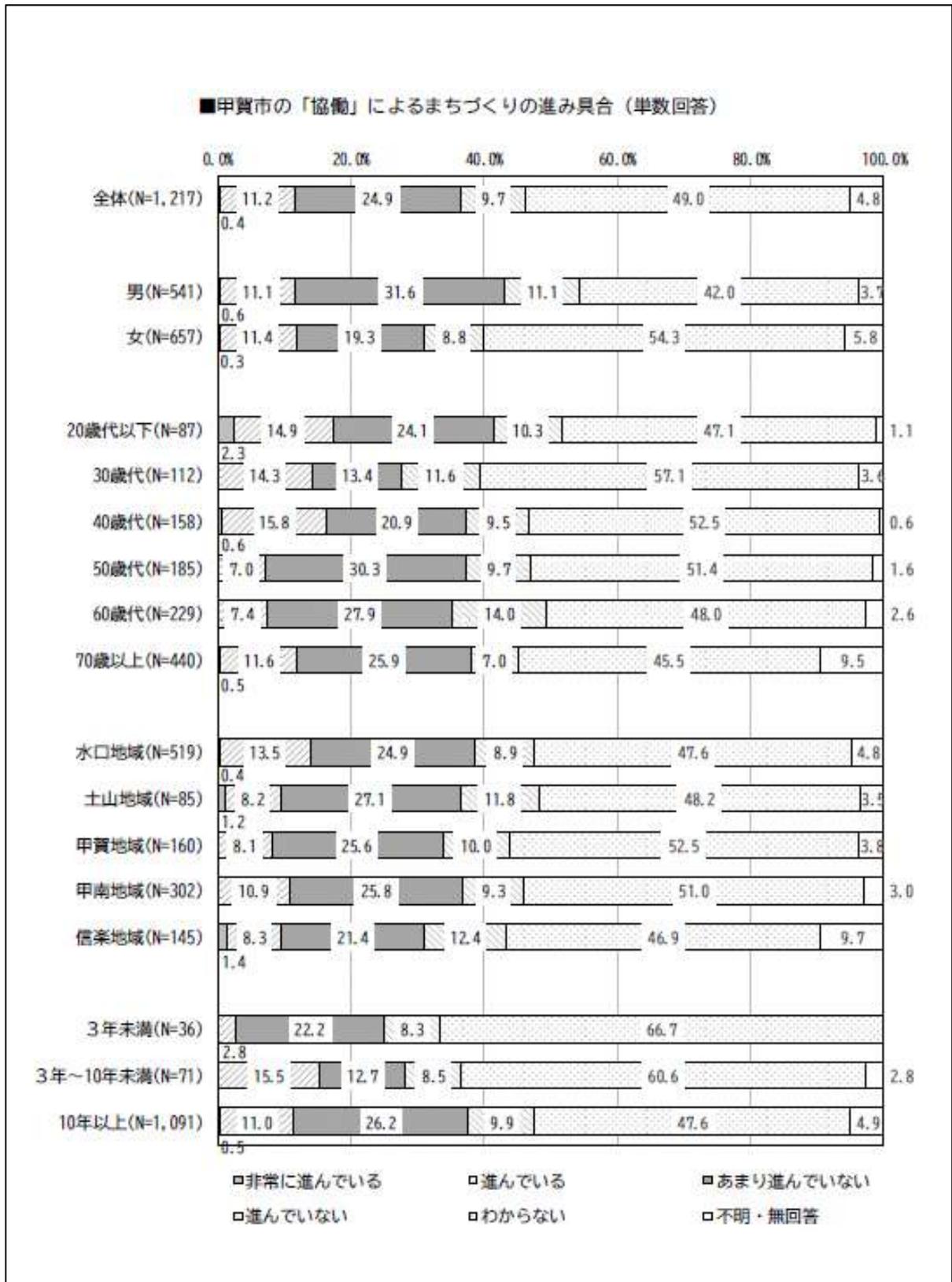
- ・特になし

《問 20》 まちづくり基本条例第 19 条には、「市民、議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進します」とあります。甲賀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。(○は1つ)

② 甲賀市の「協働」によるまちづくりの進み具合

- 全体でみると、「わからない」が 49.0%で最も多くなっており、以下、「あまり進んでいない」が 24.9%、「進んでいる」が 11.2%、「進んでいない」が 9.7%、「非常に進んでいる」が 0.4%と続いている。「非常に進んでいる」と「進んでいる」を合わせた『進んでいる』は 11.6%となっている。
- 性別にみると、男性、女性ともに「わからない」が最も多くなっている。『進んでいる』の割合をみると、男性、女性ともに 11.7%となっている。
- 年代別にみると、すべて年代において「わからない」が最も多くなっている。『進んでいる』の割合をみると、最も多いのは 20 歳代以下で 17.2%、以下、40 歳代で 16.4%、30 歳代で 14.3%と続いている。
- 居住地域別にみると、すべての地域において「わからない」が最も多くなっている。『進んでいる』の割合をみると、最も多いのは水口地域で 13.9%、以下、甲南地域で 10.9%、信楽地域で 9.7%、土山地域で 9.4%、甲賀地域で 8.1%と続いている。
- 居住年数別にみると、すべての年数において「わからない」が最も多くなっている。『進んでいる』の割合をみると、最も多いのは 3 年～10 年未満で 15.5%、以下、10 年以上で 11.5%、3 年未満で 2.8%と続いている。

<甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋>



<甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋>

(市民活動)

第20条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。

2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援に努めます。

3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。

【解説】

各地域にお住まいの方やNPO、社会福祉協議会等の各種団体が地域における様々な課題を解決するには、公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。

ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に委ねるだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。

(1) 成果

- 市民のまちづくり活動の支援及び推進を図るための拠点として、令和元年度にまちづくり活動センターを設置しました。
- 人材育成事業として、「まちづくりカレッジ」「プロボノ」「各種講座」ファシリテーション・労務管理・コミュニティビジネス等」を実施した。
- まちづくり活動センターが相談窓口となり、NPO法人・市民活動団体等から起業支援、ひきこもり児童の保護者への支援、市民農園の開園について、市民団体の法人化、地域カルテのデータ提供、先進事例の調査、団体の紹介（マッチング）等の相談対応を実施しました。

(2) 課題

- NPO法人や市民活動団体にたいしての個別相談や人材育成に取り組んでいるが、各団体の交流を促しエンパワメントを高めることが必要です。
- 自治振興会・商工会・社協等の中間支援組織（既存連合団体）との情報交換を行い、それぞれの課題を共有し、資源をつなぐ中間支援機能が必要です。
- 行政が中間支援を行うにあたり、専門性・継続性等の観点から民間への移行を検討する必要があります。

(3) 主な意見

- ・ご近所福祉協議会や青少年育成市民会議など、分野別縦割で行政主導に設けてきた組織のあり方を見直し、プラットフォームの統一（単位合わせ）が必要である。
- ・中間支援組織は中立的な立場ではなく、市民の立場にあるべきではないか。
- ・商工会や社会福祉協議会、国際交流協会、JAも中間支援組織といえる。相談者は分野をまたがるため、中間支援組織同士のネットワークが必要ではないか。
- ・市職員による相談体制は人事異動等もあり、継続性に課題がある。庁内連携体制も不足している。
- ・活動のスタート期だけでなく、初期（規約、仲間集め、法人格）だけでなく、中期（仲間集め、内部トラブル、税の申告）、終期（閉じ方、引継ぎ）
- ・持続性と専門性を確立するため、財団法人の設立や外郭団体による専門人材のプールなどの方法がある。

- ・草津市には事業団がある。市職員が担うことに限界があり、NPO や既存財団の一部に中間支援の役割を担っていただくなどが考えられる。
- ・淡海ネットワークセンターは最長5年任期である。県としてもあり方を議論されている。
- ・まちづくり活動センターを指定管理とし、中間支援機能も持たせることもできる。ただし、評価委員会など外部評価の仕組みが必要ではないか。
- ・自治振興会も中間支援としての機能があることは理解できるが、商工会、社会福祉協議会等との各種団体と並べると違和感がある。
- ・中間支援機能を設けることを具体的に示すため、条例改正をしてはどうかと考えている。
- ・中立的との表現は政治的な印象を受ける。中間的のほうが望ましい。
- ・中間支援組織の運営に係る経費は委託費か。中間支援機能を収益事業で成り立たせることは難しい。市としての委託等を保障することも必要である。

(4) 関係課への意見

- ・まちづくり活動センターや商工会、社会福祉協議会等のさまざまな相談窓口からつながれたときにスムーズに引き継がれるような機運を整えてほしい。(市民活動推進課)
- ・中間支援組織の設立に向けて、法人のあり方、スケジュールなどの方向性を明らかにしていくべき。(市民活動推進課)

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【条文】

- ・協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市長等の間に立って支援する中間支援活動の体制強化に努めることを追記する。

【解説】

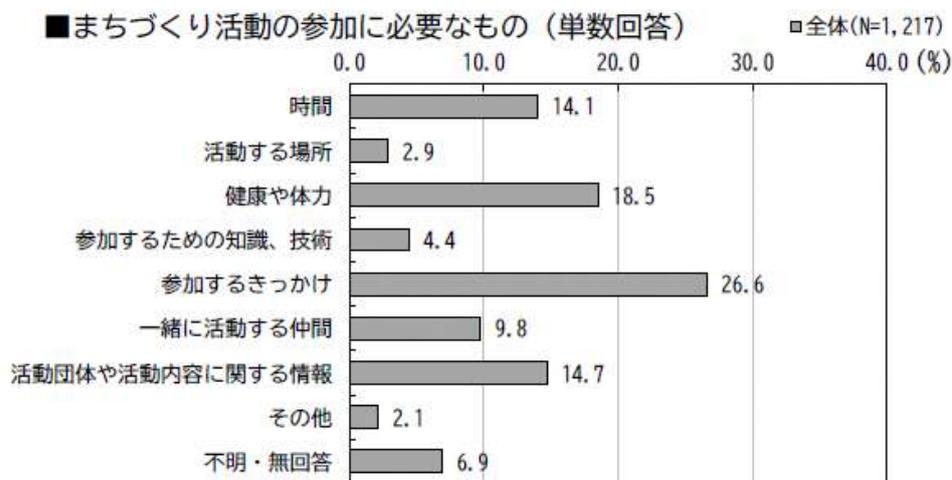
※中間支援組織についての解説を追記する。

中間支援組織・・・市民活動の活性化を図るための支援を行うとともに、多様な主体の連携を促進し、調整を行う組織です。行政と市民、市民と市民、市民と企業などの間で、中間的な立場で協議、調整する役割を担います。

◀問 21▶ まちづくり活動に参加するにあたり、何が必要だと思いますか。(○は1つ)

③ まちづくり活動の参加に必要なもの

まちづくり活動の参加に必要なものは、「参加するきっかけ」が 26.6%で最も多くなっており、以下、「健康や体力」が 18.5%、「活動団体や活動内容に関する情報」が 14.7%と続いている。



●性別にみると、男性、女性ともに「参加するきっかけ」が最も多くなっており、次いで、「健康や体力」が多くなっている。

●年代別にみると、70 歳以上は「健康や体力」が、他の年代では「参加するきっかけ」が最も多くなっており、次いで、20 歳代以下、30 歳代、40 歳代、50 歳代は「時間」が多くなっている。

●居住地域別にみると、すべての地域において「参加するきっかけ」が最も多くなっており、次いで、「健康や体力」が多くなっている。

●居住年数別にみると、すべての年数において「参加するきっかけ」が最も多くなっており、次いで、3 年～10 年未満は「時間」「活動団体や活動内容に関する情報」が、他の年数では「健康や体力」が多くなっている。

< 甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋 >

■まちづくり活動の参加に必要なもの（単数回答）

	時間	活動する場所	健康や体力	参加するための知識、技術	参加するきっかけ	一緒に活動する仲間	活動団体や活動内容に関する情報	その他	不明・無回答
全体(N=1,217)	14.1	2.9	18.5	4.4	26.6	9.8	14.7	2.1	6.9
男(N=541)	16.5	2.4	17.2	4.6	27.4	9.2	15.0	1.8	5.9
女(N=657)	12.5	3.3	19.6	4.1	25.9	10.4	14.6	2.1	7.5
20歳代以下(N=87)	16.1	5.7	4.6	2.3	42.5	12.6	11.5	3.4	1.1
30歳代(N=112)	24.1	2.7	8.0	2.7	33.0	8.0	12.5	2.7	6.3
40歳代(N=158)	25.3	3.2	5.1	3.2	34.2	7.6	15.2	3.8	2.5
50歳代(N=185)	22.7	3.8	12.4	3.8	26.5	10.3	15.1	1.6	3.8
60歳代(N=229)	13.5	2.6	19.7	7.4	25.8	9.6	15.3	2.6	3.5
70歳以上(N=440)	3.9	2.0	30.5	4.5	19.5	10.5	15.5	1.1	12.5
水口地域(N=519)	14.5	3.3	16.8	3.7	28.1	10.4	14.8	2.5	6.0
土山地域(N=85)	9.4	4.7	24.7	4.7	29.4	8.2	9.4	2.4	7.1
甲賀地域(N=160)	14.4	0.6	20.0	3.8	25.0	12.5	15.6	1.9	6.3
甲南地域(N=302)	15.2	2.6	18.9	4.6	27.2	8.6	14.6	2.0	6.3
信楽地域(N=145)	13.1	3.4	18.6	7.6	19.3	8.3	17.2	1.4	11.0
3年未満(N=36)	13.9	0.0	16.7	0.0	36.1	13.9	13.9	2.8	2.8
3年～10年未満(N=71)	18.3	5.6	11.3	5.6	28.2	5.6	18.3	1.4	5.6
10年以上(N=1,091)	13.8	2.7	19.0	4.4	26.3	10.1	14.6	2.2	6.9

<甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度調査）より抜粋>

(住民投票)

第21条 市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認める場合には、広く住民（市内に住所を有する人をいいます。以下「住民」といいます。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、住民投票条例の制定を法令の定めるところにより、市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

【解説】

住民投票は、本市のまちづくりに関して大きな影響を及ぼすと考えられる事項について、住民の意思を直接問うことができるものです。

ともに住民を代表する議会と市長が、それぞれの役割を果たす二元代表制のもと、重要な案件が発生した場合に、その案件に限定した住民投票条例を制定する「個別設置型」の考え方で規定しています。

なお、地方自治法において、条例の制定に関する直接請求が規定されていますが、この条文では地方自治法と同様の内容を述べています。

住民投票の実施に必要な要件や投票権については、議会において、住民投票を実施するかどうかという観点も含め、慎重に審議を行っていただき、議決により個別の条例が制定されたうえで、住民投票が実施されるということを基本としています。

(1) 成果

○特になし（住民投票は未実施）

(2) 課題

○情報公開や政策形成プロセスを経た結果として、住民投票の実施がないのか。
住民投票制度そのものの周知が不足しているのかは測る方法がない。

(3) 主な意見

・住民投票という制度自体を知らない市民が多いのではないかと。

(4) 関係課への意見

・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

・特になし

第5章 行政運営（第22条―第30条）

（国及び他の地方公共団体との関係）

第22条 市長等は、まちづくりを推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体と積極的に連携・協力を図るとともに、地方分権の考え方に基づいた適正な関係を築きます。

【解説】

国と地方公共団体とは、地方分権一括法により対等、協力の関係となり、これまで国の通達等に従っていた業務が、地方公共団体の自らの判断と責任において行うこととなりました。こうしたことから、自治体単独では解決することが困難な課題や、広域的な課題の解決のために、他の自治体と連携・協力を図りながらまちづくりを推進していく必要があります。

市長等は、国や近隣自治体をはじめ、場合によっては遠方の自治体とも積極的に連携・協力し、共同しながら行政運営を推進していきます。

（1）成果

- 国、県との連携を促進するため、職員の派遣や要望等を随時実施しています。
- 滋賀県首長会議等を通じて、連携・協力関係を構築するとともに、必要に応じて、県との協議、要望の場を設けています。
- 滋賀県市長会、近畿市長会、全国市長会などにおいて、広域的かつ地域横断的な課題について、各市と情報交換や調査研究を行っています。
- 大規模災害に備え、有事における他自治体等との相互協力に係る連携協定を締結するなど、広域的な応援体制を構築しています。
- 隣接自治体である伊賀市、亀山市との広域連携を進めるとともに、湖南市との広域行政協議会を設立し、市民サービスの向上や行政事務の効率化に取り組んでいます。
- おうみ自治体クラウド協議会に参画し、県内市町とともに基幹システム等の共同調達等により、コスト削減に取り組むことができました。
- 湖南市とともに広域行政組合（消防、衛生）を運営し、公立甲賀病院は地方独立行政法人となりました。

（2）課題

- 人口減少、少子高齢化を見据え、スケールメリットを活かした行政運営に取り組むことを目的とした5町合併から20年を迎えました。単独自治体における住民サービスの効率化の限界や、デジタル技術の革新による共同処理が可能となるなか、複数自治体とのさらなる連携の可能性を模索する必要があります。
- インフラの維持などにおける専門人材の共同活用など、より具体的な共同事業について検討する必要があります。
- 国、県からの権限移譲に係る意識や意欲は不足しています。財政的制約や人材不足、制度的制約もありますが、何よりもリスクや負担の増大を懸念し、国、県からの権限移譲等は進んでいません。

(3) 主な意見

- ・おうみ自治体クラウドへの参画によるコスト削減は進んでいるのか。今後の取り組みはどうか。
- ・県内8自治体とのシステム共同調達により従来の6割のコスト削減効果があったとされている。今後も標準化(2025年義務化)を進めていく。
- ・湖南省との広域連携の状況を成果等に追記してほしい。

(4) 関係課への意見

- ・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

- ・特になし

(情報の公開)

第23条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開します。

【解説】

情報の公開は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民への情報公開について決めました。

本市では、情報公開の推進に関し、必要な事項を定めた甲賀市情報公開条例を制定し運用しています。

市民と協働のまちづくりを進めていくうえで、市民が市の保有する情報を知ることができることが重要ですが、甲賀市情報公開条例により対応することとなりますので、請求により公開することとなります。

(1) 成果

○甲賀市情報公開条例に基づき、市長、教育委員会等の実施機関の保有する情報の公開に取り組んでいます

*情報公開請求の件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
請求件数	104件	74件	82件	95件	144件	87件	101件	70件

(2) 課題

○市民が必要とする情報公開のニーズを十分に把握し、公開できる情報について積極的に公表されているとはいえない。

○市が保有している情報は基本的に市民全てのものであり、データ等の活用を促す「オープンデータ」の取り組みが進んでいない。

(3) 主な意見

- ・情報公開請求は請求案件のすべてが公開されているのか。
- ・令和5年度は68件のうち、(全て)公開12件、部分公開46件、非公開1件であった。非公開は個人情報であったもの。
- ・行政情報は積極的に公表されているか。
- ・公表と告示は意味が異なる。
- ・情報公開に係る審議会は部分公開や不服申し立て、異議があったときに開催している。

(4) 関係課への意見

- ・政策形成プロセスにある情報であっても、積極的に情報提供していくことで自治への参画や意識が高まり、政策の質が向上するのではないか。(秘書広報課)

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

- ・特になし

(個人情報保護)

第24条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。

2 市民は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利及び利益を侵害しないよう努めます。

【解説】

本市には、すでに甲賀市個人情報保護条例が制定されていますが、この条例において、改めて議会及び市長等は、外部からの不正アクセスや漏洩等により個人の人権が侵害されるようなことがないよう保存する個人情報を最も適切でふさわしい方法で管理し、市民の権利及び利益を保護することの重要性を再確認するために規定するものです。

市民は、自らが保有する個人情報についても、個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切に取り扱わなければならないことを述べています。

(1) 成果

○国の法律改正に基づき、「個人情報の保護に関する法律施行条例」を令和5年4月より施行した。

○「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、個人の権利利益の保護に努めている。

*保有個人情報開示請求の件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
請求件数	14件	15件	12件	18件	23件	15件	14件	14件

(2) 課題

○個人情報保護法は「保護」と「活用」を目的であるにも関わらず、「保護」の側面が強調されるあまり、災害などの有事における生命と財産を守る活動時の活用に課題を感じるとの声もある。

○個人情報保護法の趣旨等について、民生委員・児童委員や区・自治会長、消防団等と共有の理解を深める必要があります。

(3) 主な意見

- ・個人情報保護ガイドラインにおいて、①利用のルールを明確にする、②適切な管理（管理責任者、体制）、③適切な廃棄、④外部提供の適正化に取り組んでいる。
- ・昨今のデマ情報流布に対して市として厳正に取り組んでいくべき。
- ・生命と財産を守るために個人情報を「活用」すべき場面が増えている。特に福祉分野の現場で必要であり、さらに「保護」と「活用」を進めることを解説に追記すべき。
- ・区、自治会長の守秘義務への理解を深める取り組みを強化願いたい。
- ・自衛隊等の名簿提供、閲覧の状況はどうか。
- ・災害時要支援者名簿を共有しているのは区・自治会長、民生委員・児童委員であるが消防団などへの提供はない。民生委員・児童委員だけに頼ることに限界もある。情報共有の枠を広げるなど、再考の時期を迎えているのではないか。

(4) 関係課への意見

- ・区・自治会等が有事の際に活用できるよう「研修、勉強会の開催」「区・自治会向けガイドラインおよびマニュアルの策定」「区・自治会におけるルールづくり」「相談窓口の設置」などを進めてほしい。(市民活動推進課)
- ・フェイクニュースなどの誤情報対策や、情報リテラシー啓発などを自治体が主体的に進めるべきではないか。(秘書広報課、情報政策課)

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【解説】

- ・個人情報の「保護」を図りながらも、行き過ぎた保護により、被災等の真に必要な時に「活用」ができないことが懸念されている。個人情報に係る研修、勉強会や、区・自治会向けのガイドライン等の策定を進めていくことを追記する。

(行政運営の基本原則)

第25条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、公正かつ透明性の高い行政運営を行うとともに、その職務を遂行するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように取り組みます。

【解説】

「行政運営」とは、組織運営や職務執行、人事体制等執行機関によるすべての行政活動を指しています。市長等は、公正で透明性の高い行政運営を行い、また、「自治体経営」の考え方のもと、自主自立の精神及び総合的かつ長期的な視点に立ち、予算の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げる必要があります。

(1) 成果

- 成果主義を意識した新たな人事評価制度を構築し、職員の政策形成能力や専門的知識を育成するための職員研修計画を策定しました。
- 新たな評価制度を通じて、その行動、成果を昇給や昇任などの処遇に反映するとともに、評価過程における1on1ミーティング等により、上司と部下のコミュニケーションが生まれている。
- 主査、係長を対象とした先進地研修を実施し、新たな知識の習得とチームワークづくりが進んでいます（対象263名のうち36グループ、177名）。
- 年間2億2千万円の超過勤務手当が1千万円程度減少しつつある。
- 行政手続きのオンライン化などにより、市民サービスの向上と業務効率化に取り組みました。コンビニ交付、児童手当など目標50のうち17がオンライン化済み。

(2) 課題

- デジタル活用による行政事務のさらなる効率化により、事務コストの削減を進めなければなりません。
- 前例踏襲主義からの脱却等、社会情勢や市民ニーズにあった制度、規制になっているのか確認が必要となっています。
- 政策形成過程の可視化により、透明性の高い政策決定がなされるような仕組みが必要です。

(3) 主な意見

- ・最少の経費で最大の経過をあげるとあるが、誰がどのように評価しているのか。
- ・施策評価、事務事業評価を実施し、行政改革推進委員会および議会のよる評価が行われている。
- ・職員研修を実施すること、人事評価をすることが成果ではない。どのように職員が変化し、成果が生まれたかが重要である。
- ・行政手続きのさらなるオンライン化を進めてほしい。

(4) 関係課への意見

- ・行政手続きのさらなるオンライン化を希望する（情報政策課）
- ・働き方改革は職員の市民との対話の時間（市民と向き合う時間）を増やすための取り組みである。その趣旨を理解してほしい。（人事課）

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

- ・特になし

(総合計画)

第26条 市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行い、その策定に当たっては、市民の意見を適切に反映させます。

【解説】

本市における総合的、長期的かつ計画的な行政運営を行うために定める総合計画の策定について述べています。

この計画は本市の将来像を示すものであり、まちづくりを推進するうえで非常に重要なものです。継続的に計画的な行政を遂行していくために必要であることから、今後も策定すべきであることを述べています。また、市長等は、基本構想及び基本計画を定めるに当たっては、今後も市民との協働により計画づくりを進め、議会の議決を経て策定します。

(1) 成果

- 中長期を見据えた市政運営の総合的な指針として、第2次甲賀市総合計画（基本構想）を策定しました。（平成29年度から令和10年までの12年間）
- 市民の思いを市政運営に速やかに反映させるため、4年ごとの基本計画を策定し、その具体的な事務事業を取りまとめた実施計画を策定しました。
- アクションプランとなる実施計画の策定により、主要事業の一覧化が図られ、4年間の展開を意識した事業実施が可能となりました。
- 新たに市民意識調査を開始し、策定過程におけるタウンミーティングや、子ども議会およびOBとの意見交換、自治振興会、区・自治会長、各種団体との意見交換会などを経て、市民参画により計画を策定しました。

(2) 課題

- 総合計画の目標や理念、重点プロジェクトについての市民への広報が不足しており、目的達成に向けたオール甲賀の理念が浸透していません。その結果、市民、各種団体、事業者との協働による取り組みが進んでいません。
- 総合計画、中長期財政計画、行政評価等の行政マネジメントシステムの連動に課題があり、事務の効率化と政策形成過程における情報公開の精度を両立させる必要があります。

(3) 主な意見

- ・地方自治法改正により総合計画の策定義務はなくなった。まちづくり基本条例による裏付けが必要である。

(4) 関係課への意見

- ・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	⊖
解説	有	⊖

(6) 改正案

・特になし

(財政運営)

第27条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を図ります。

【解説】

市長等は、健全な財政運営を行うため、総合計画を踏まえ中長期的な視点に立って、収入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行を図ります。

(1) 成果

- 中長期的な歳入歳出の見込みや事務事業の見直しを一体的に検討し、毎年度の予算編成につなげています。
- 「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」を策定し、合併以降の懸案事項であった旧町間。同施設間での料金格差の是正を図りました。
- 公営企業や3セクを含む行政コストが実質黒字化となり、実質純資産比率はプラスに転じました。

(2) 課題

- 社会保障の扶助費の増加、主たる納税層である生産年齢人口の減少に伴う市民税の減少など財政状況が不安定になることが想定されます。
- コスト全体に占める経常経費の割合が類似団体より高い傾向にあり、人件費の効率化、補助金の有効性の精査が必要です。
- 自治体としての「稼ぐ」概念を持ちながら、更なる財源確保と事務事業の見直しが必要です。
- 減価償却費を意識した基金積立の仕組みが必要です。

(3) 主な意見

- ・令和7年度予算が過去最大と聞き及んでいる。中長期財政計画でも財源不足が予測されている。議会のさらなるチェックや行政の自律的な運営が必要ではないか。
- ・事務事業の見直し、公共施設の整理、統合、人件費の圧縮等が必要な局面にある。
- ・経営感覚を持った市民を育てなければならない。

(4) 関係課への意見

- ・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

- ・特になし

(財産管理)

第28条 市長等は、保有する公有財産を適正に管理し、市民の提案等を適切に反映させながら効果的に活用します。

【解説】

市の保有する財産（土地、建物、基金等）は、常に良好な状態で管理し、廃止や処分も含め、市民の提案等を適切に反映させながら、その所有の目的に応じて効果的に活用することを述べています。

(1) 成果

- 公共施設総合管理計画を策定し、令和38年度までの40年間で公共建築物総延床面積の30%を縮減することを目標として決めました。
- 施設管理費が増加する一方で、その他の経費や人件費の削減を図りました。
- 広域拠点施設や地域拠点施設の整備に伴い、施設の集約化や解体を進めました。

(2) 課題

- 住民1人あたり資産更新必要額が他市町と比して多く（悪い）、資産の過剰保有状態となっています。
- 施設維持経費の増加が見込まれることから、管理運営の効率化や新たな財源確保に取り組むとともに、公共施設の統廃合、複合化を進めるための市民との合意形成に注力する必要があります。
- 公民連携を基軸とした資産活用や行政サービスの向上が必要です。
- 管理運営の効率化や管理計画に基づいて除却した跡地の利用等により、新たな財源確保に取り組む必要があります。

(3) 主な意見

- ・公共施設の廃止や処分、活用を市民の提案等を適切に反映しているか。実績等はあるか。（閉校、閉園施設の活用など）
- ・各地域における市民センターの改修が進んでいる。保健センターや子育て支援センター、社会福祉協議会、防災機能などの集約化を進めてきた結果との理解をしている。
- ・公共施設総合管理計画による成果は「縮減、削減」だけでよいのか。学校の統合だけで30%は達成されると思う。
- ・未利用の公共用地を積極的に処分すべき。
- ・民間企業等への貸付は地域雇用にもつながる。
- ・公共施設の統廃合の流れのなかで跡地活用の議論がないまま、建物が放置されているケースもある。
- ・公共施設は利用する当事者だけでなく、将来に債務負担する若い世代の意見も聞くべき。
- ・本市における公共施設の多さなどを具体的に市民に数値で示していく必要がある。
- ・公共施設の統合にあたっては、行政サイドもビジョンを提示してほしい。将来構想のないなか縮小、廃止だけが先行すると希望がない。
- ・机上の空論で公共施設統廃合を描かないこと。

(4) 関係課への意見

- ・甲賀保健センターの雨漏り、給湯器の故障などの対応を要望している。(すこやか支援課)
- ・綾野地区の旧保健所跡地、旧子育て支援センター跡地、県事務所跡、旧水口西保育園跡地などの有効活用を進めてほしい。(政策推進課、都市計画課)
- ・公共施設の統廃合にあたっては、机上で描くものではない。行政はたたき台となるビジョンを提示しながら、地域住民との対話をのなかで方向性を定めてほしい。(政策推進課、マネジメント推進室、教育総務課)

(5) 改正の必要性

条文	有	⊖
解説	有	⊖

(6) 改正案

- ・特になし

(行政評価)

第29条 市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

【解説】

行政評価の趣旨は、分析や評価を通じて常に職務の改善に結びつけていこうとするものです。行政が行う様々な施策等の成果や達成度を明らかにし、その内容を公表し、行政運営に反映させることについて述べています。

(1) 成果

- 事務事業評価を開始し、総合計画実施計画や中長期財政計画との連動による行政経営システムを構築しました。
- 予算編成において、各部長のリーダーシップや職員の創意工夫を活かすために「枠配分方式」を導入することで、事業の見直しやスクラップが進みました。

(2) 課題

- 事務事業評価制度がスクラップの仕組みとして機能しておらず、評価に係る職員の事務負担も大きいことから、より効果の高い仕組みへと見直す必要があります。
- 施策レベルでの評価の仕組みを構築し、目標に対する達成度や事業実施により得られた成果等の可視化が必要です。
- 効果や成果が上がらない事業について、評価結果等の根拠をもとに客観的な意見やアドバイスを外部アドバイザー等から得ることで、事業のスクラップやリニューアルを進める必要があります。
- 施策の成果を図る「ものさし」として、適切な成果指標が設定されておらず、活動指標との違いなどの理解が不足しています。

(3) 主な意見

- ・行政評価を誰が評価し、評価結果をどのように反映させるのか。
- ・外部評価としては行政改革推進委員会であり、内部評価としては行政自らとなる。すべてを数値等で客観的に評価できるものではない。

(4) 関係課への意見

- ・行政評価の結果を踏まえ、担当課自ら事務事業を改善するような仕組みが必要である（マネジメント推進室）

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

- ・特になし

(説明責任)

第30条 市長等は、行政運営の情報を計画段階から実施及び評価に至るまで、市民に適時かつ適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たすよう努めます。

【解説】

市長等が実施する事業の内容を計画段階から実施及び評価に至るまで市民の理解が深まるよう、市長等がわかりやすく説明することが求められます。

市長等が行う事業は多種多様であるため、市民への影響が大きいと考えられる事業を中心に、公表していくよう努めることを述べています。

(1) 成果

○行政計画を検討する附属機関において、市民参画を進めるとともに、パブリックコメント等により、政策形成過程における情報開示を進めています。

(2) 課題

○政策形成過程における情報開示について、近年、議会への情報提供は進んでいますが、市民への情報開示は十分とはいえません。

○行政評価の結果が十分に公開され、市民レベルでの議論や対話の材料とはなっていません。

(3) 主な意見

・特になし

(4) 関係課への意見

・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

・特になし

第6章 条例の実効性の確保 (第31条)

(条例の見直し)

第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します。

2 市長等は、前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるよう努めます。

3 市長等は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

【解説】

この条例は、まちづくりの基本を示すものであり、一定の永続性を持つものですが、各条文が社会情勢に適合しているか、市民の意向を反映しているか等を適切な時期に検証することを述べています。

また、前項に規定する検証や見直しを行うに当たっては、市民の意見を反映するために、市民参加の委員会を設置するなど必要な措置を講じます。

(1) 成果

○特になし

(2) 課題

○まちづくり基本条例の評価が不十分であり、定期的な検証時期を設定することの検討が必要である。

(3) 主な意見

- ・適切な時期に検証をするとあるが、結果として今日までなされていない。
- ・検証時期は示したほうがよい。
- ・概ね5年ごと、もしくは総合計画に合わせて概ね4年がよい。
- ・社会情勢が大きく変化したときは期間の限りでない。

(4) 関係課への意見

- ・特になし

(5) 改正の必要性

条文	有	無
解説	有	無

(6) 改正案

【条文】

- ・ 概ね4年ごとに検証を行うこととします。

第Ⅳ部 総括

◇検証結果について

条文改正が必要な事項

- ・第8条（子どもの権利）において、子どもは保護の対象であるだけでなく、まちづくりの主体として参加する権利を有することを明確にすること。
- ・第10条（多文化共生）外国人市民をいつか国に帰るゲストではなく、国籍等に関わらず地域で暮らす一員としてまちづくりを進めるため、「国籍等の異なる」を「国籍等に関わらず」に見直すこと。
- ・第18条（自治振興会）「自治振興会」が地域のプラットフォームであり、協議体であることを明確にするため、「まちづくり協議会」へ名称を改めます。
また、まちづくり協議会は、地域の課題を解決するため、市長等及びその他の組織と協働してまちづくりに取り組むことを定めること。
- ・第20条（市民活動）協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市長等の間に立って支援する中間支援活動の体制強化について追記すること。
- ・第31条（条例の見直し）これまで時期を示してこなかった条例の検証を概ね4年ごとに検証を行うこと。

◇今後の取組について

- ・まちづくり基本条例の意義、理念を広く市民、市職員に理解いただくことが最重要の取り組みとなります。定期的な研修会や各課が取り組み事業とまちづくり基本条例との関係性を明らかにする仕組み（チラシ等におけるクレジット記載など）を構築すること。
- ・市民活動と無関係の課などはありません。協働と参画の理念に基づき、具体的にどのような取組をするのかを明らかにすること。
- ・市民と行政の間に立つ中間支援組織の設立に向けて、引き続き市民参画・協働推進検討委員会で議論を重ねることとする。

參考資料

1 甲賀市民憲章

こ う か し し み ん け ん し ょ う
甲 賀 市 市 民 憲 章

わ た し た ち は 「 み ん な が つ く る 住 み よ さ と 活 気 あ ふ れ る 甲 賀 市 」
を 目 指 し て 、 こ の 憲 章 を 定 め ま す 。

あ ふ れ る 愛 に あ な た も 仲 間
い ろ じ ろ 山 河 と 生 き い き 文 化
こ ぼ れ る 笑 顔 に 応 え る 安 心
う み だ す 活 力 受 け つ ぐ 伝 統
か が や く 未 来 に 鹿 深 の 夢 を



2 甲賀市まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 まちづくりの基本原則（第6条—第12条）

第3章 各主体の役割及び責務（第13条—第16条）

第4章 まちづくりを推進する仕組み（第17条—第21条）

第5章 行政運営（第22条—第30条）

第6章 条例の実効性の確保（第31条）

付則

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈などの山々や数々の清流等、緑と水が織りなす豊かな自然と美しい景観に恵まれています。太古、古琵琶湖であった肥沃な大地は、美味しい米や茶を育て、窯業や薬業などの地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古代には紫香楽宮に遷都され、短期間とはいえ日本の中心となりました。中世には「甲賀衆」と呼ばれた武士が広く結集し、「郡中惣(ぐんちゅうそう)」という強い結びつきが生まれ、この地に合議に基づく自治の伝統を築きました。世界に知られる「忍者」、「忍術」も、戦国の世を生き抜いてきた彼らの知恵がその源流となっています。

また、近世には、人・物・情報が行き交う宿場町や城下町が形成されて交通の要衝にもなり、豊かな地域文化が開花しました。東海道をはじめとして、過去から現在まで、この地域は常に「道」とともに発展し続けています。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史や文化に誇りを持ち、地域を愛する心を育み、自らとそして未来ある子どもたちのために、魅力あふれる本市のまちづくりに取り組まなければなりません。

そこで私たちは、自治の担い手として協働により豊かな地域社会の実現を目指すために、まちづくりの基本理念や基本原則を掲げ、ここに崇高なまちづくりの規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則並びに市民、議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務、その他本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らせる住みよいまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。

(2) 市長等 市長、法律の定めるところにより設けている委員会又は委員及び職員等の補助機関をいいます。

(3) まちづくり 第4条に掲げるまちの姿を実現するために行われる全て

の活動をいいます。

(4) 協働 各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いを尊重し合いながら役割及び責任を持って、連携・協力することをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。

(目指すまちの姿)

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

(1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち

(2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち

(3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、本市のまちづくりにおける仕組み及び活動の基本となるものです。

第2章 まちづくりの基本原則

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、協働してまちづくりに関わる権利を有します。

2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。

(市民参加)

第7条 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。

2 市長等は、市民の参加及び協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、市民が主体的に関われるよう、多様な参加の機会を設けるよう努めます。

3 市長等は、市民より得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

(子どもの権利)

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができます。

(学び及び教育)

第9条 市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。

2 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。

3 市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら地域全体で子どもを育ていけるよう、地域の教育環境を整えることに努めます。

(多文化共生)

第10条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを推進します。

2 市長等は、市民が多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えます。

(安全安心なまちづくり)

第11条 市民及び市長等は、関係機関等と連携・協力し、身体や生命を脅かす事故等を予防するための仕組みを構築し、全ての市民が積極的に参加するよ

う啓発に努め、安全安心なまちづくりを推進します。

2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。

3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

(情報の提供及び共有)

第12条 市民、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

2 議会及び市長等は、前項に規定する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

第3章 各主体の役割及び責務

(市民の役割及び責務)

第13条 市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いに支え合います。

2 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

(企業及び事業所の役割及び責務)

第14条 企業及び事業所は、地域社会の一員として、市民及び市長等と連携・協力し、まちづくりに貢献します。

(議会及び議員の役割及び責務)

第15条 議会は、市民の声が公正に市政に反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。

2 議員は、市民全体の代表者として、広く市民の利益を重んじながら職務を遂行し、市民の負託に応えます。

3 議会及び議員の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。

(市長等の役割及び責務)

第16条 市長は、市政の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。

2 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実、迅速かつ効率的にその所管する職務を遂行します。

3 市長等は、本市の魅力や情報を積極的に発信します。

4 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組めます。

第4章 まちづくりを推進する仕組み

(区及び自治会)

第17条 区及び自治会は、地域に住む人のつながりを基にした基礎的な自治組織で、地域の様々な課題解決を図り、人と人との交流並びに地域における伝統文化の継承及び発展等に取り組めます。

2 当該地域に居住する市民は、積極的に区及び自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で互いに協力し、助け合い、住みよい地域をつくるよう努めます。

3 市長等は、区及び自治会と互いに協力し合える関係をつくりまします。

(自治振興会)

第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。

2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくります。

3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

(協働によるまちづくり)

第19条 市民、議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進します。

(市民活動)

第20条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。

2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援に努めます。

3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。

(住民投票)

第21条 市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認める場合には、広く住民（市内に住所を有する人をいいます。以下「住民」といいます。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、住民投票条例の制定を法令の定めるところにより、市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

第5章 行政運営

(国及び他の地方公共団体との関係)

第22条 市長等は、まちづくりを推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体と積極的に連携・協力を図るとともに、地方分権の考え方に基づいた適正な関係を築きます。

(情報の公開)

第23条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開します。

(個人情報保護)

第24条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。

2 市民は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利及び利益を侵害しないよう努めます。

(行政運営の基本原則)

第25条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、公正かつ透明性の高い行政運営を行うとともに、その職務を遂行するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように取り組みます。

(総合計画)

第26条 市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行い、その策定に当たっては、市民の意見を適切に反映させます。

(財政運営)

第27条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立

ち、健全な財政運営を図ります。

(財産管理)

第28条 市長等は、保有する公有財産を適正に管理し、市民の提案等を適切に反映させながら効果的に活用します。

(行政評価)

第29条 市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

(説明責任)

第30条 市長等は、行政運営の情報を計画段階から実施及び評価に至るまで、市民に適時かつ適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たすよう努めます。

第6章 条例の実効性の確保

(条例の見直し)

第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します。

2 市長等は、前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるよう努めます。

3 市長等は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

3 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例(平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第1項に規定する委員会の担任する事務について、調査、審議及び審査し、その結果を市長に答申する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総合政策部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

4 甲賀市まちづくり基本条例の検証について（諮問）

甲 市 推 第 2 6 0 号
令和6年（2024年）9月6日

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会委員長 様

甲賀市長 岩 永 裕 寛



甲賀市まちづくり基本条例の検証について（諮問）

甲賀市まちづくり基本条例の施行状況等を検証するため、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会規則第2条の規定に基づき諮問します。

諮問趣旨

平成28年4月に施行された本条例には、第31条に「市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します。」とあり、市民の参画を頂いた本委員会において、本条例の運用状況等の検証評価をいただくものです。

5 条例検証の審議経過

回	開催日	内 容
1	令和6年 9月 6日	諮問（甲賀市まちづくり基本条例の検証について）、検証方法の確認
2	令和6年10月 2日	検証作業（第1章）第1条～第5条
3	令和6年10月18日	検証作業（第2章）第6条～第12条
4	令和6年10月18日	検証作業（第3章）第13条～第16条
5	令和6年12月26日	検証作業（第4章）第17条～第21条
6	令和7年 2月20日	検証作業（第5章）第12条～第31条
7	令和7年 8月 1日	検証報告書（まとめ）
8	令和7年 9月12日	答申

6 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会委員名簿

令和5年3月24日から令和7年3月23日まで（敬称略・50音順）

No	氏名
1	伊東 民恵
2	遠藤 恵子
3	葛原 優子
4	竹田 久志
5	辻本 仁士
6	中川 幾郎
7	西野 日菜
8	橋本 善信
9	平子 明美
10	平子 幸子
11	山本 尚路
12	吉田 泰啓

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで（敬称略・50音順）

No	氏名
1	伊東 民恵
2	遠藤 恵子
3	大谷 喜久
4	岡崎 しのぶ
5	黄瀬 忠幸
6	斎藤 佐知子
7	竹田 久志
8	辻本 仁士
9	中川 幾郎
10	中野 純司
11	中村 太耀
12	橋本 善信
13	長谷川 伸
14	山本 尚路
15	吉田 泰啓

